

震災復興都市計画行動計画

平成 9 年 8 月

平成 14 年 3 月改訂

静岡県都市住宅部

はじめに

- 1 東海地震等の大規模地震の発生により、県内都市において甚大な被害の発生が予想されている。
本書は、震災により都市基盤が脆弱な老朽密集市街地が被害を受けた場合、緊急に円滑な復興を図る必要があることから、復興都市計画行動計画を示したものである。
- 2 行動計画の期間としては、被災市街地復興推進地域を定めることを想定し、地震発生後2ヵ年としている。
地震発生後2ヶ月の内に、被害状況の把握、建築制限の実施、被災市街地復興推進地域の決定のための手続きを実施することが求められており、関係各室が連絡調整を図りながら適切に実施する必要がある。
- 3 復興都市計画は、原則として、震災に対する全般的復興計画の中の都市づくりに関する分野を対象とした基本計画に基づき定めるものであるため、その策定作業は都市計画決定作業と並行して実施していくことを想定している。
- 4 復興都市計画行動計画は、県地域防災計画に即応したものであるとしているが、情報の連絡、処理方法については、本行動計画について都市住宅部内の連絡体制を独自に構築している。
- 5 本計画書は、当初、平成9年に地震対策アクションプログラムの中で作成されたが、その後の都市計画法を始めとする法制度の改正、平成11年に実施された県の組織のフラット化を踏まえ、平成13年5月の東海地震等の第3次被害想定を発表を契機とし、地震対策アクションプログラム2001の一環として見直ししたものである。

震災復興都市計画行動計画見直し検討会		
座長	都市計画室	主幹兼施設計画係長
メンバー	都市住宅管理室	総務係
	都市政策室	都市政策スタッフ
	都市計画室	都市行政係
		施設計画係
		地域計画係
	市街地整備室	区画整理スタッフ
		都市再開発スタッフ
	街路整備室	街路整備係
	下水道室	下水道計画スタッフ
	公園緑地室	公園緑地スタッフ
	建築安全推進室	建築安全スタッフ
	住まいづくり室	住宅計画スタッフ
	公営住宅室	建築指導スタッフ

目次

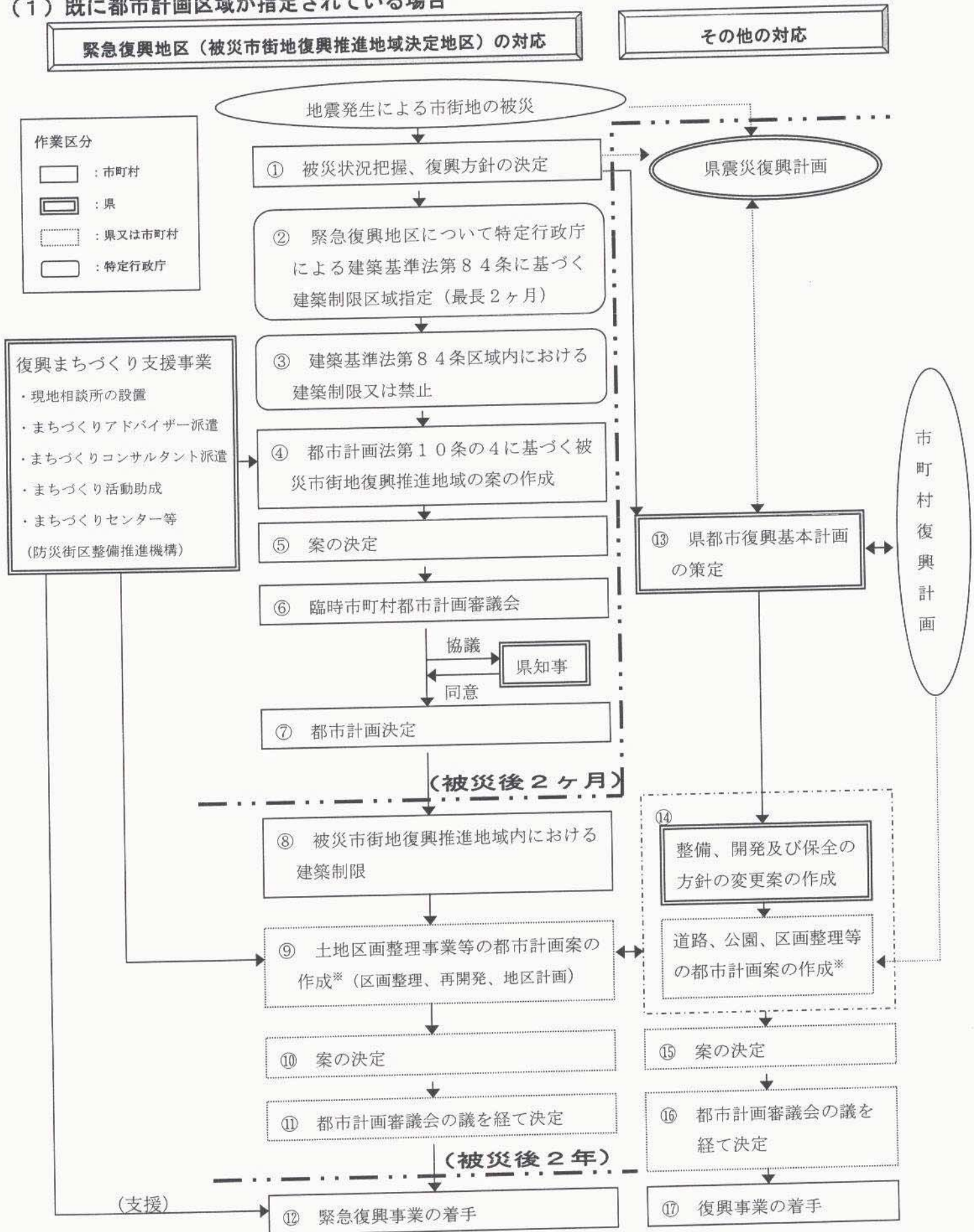
1	震災復興都市計画フロー（既に都市計画区域が指定されている場合）	1
	（都市計画区域を新たに指定する必要がある場合）	2
2	震災時情報収集伝達網	3
3	緊急復興地区における建築基準法第84条指定	4
4	被災市街地復興推進地域の都市計画について	6
5	被災市街地復興推進地域の決定手続き	8
6	建築基準法第84条指定を行なう特定行政庁	9
7	県、市町村の都市計画担当部局	10
8	本計画書の用語集	20
9	参考資料	
	（資料1）震災復興事業に関連する国庫補助事業制度等の概要	25
	（資料2）建築基準法第84条指定図書の例	30
	（資料3）被災市街地復興推進地域の決定図書の例	32
	（資料4）緊急復興地区となる可能性のある地区の検討	35
	（資料5）建築制限の比較	59
10	あとがき	60

添付資料

震災復興都市計画行動計画表 ～ 時系列、担当室別 ～

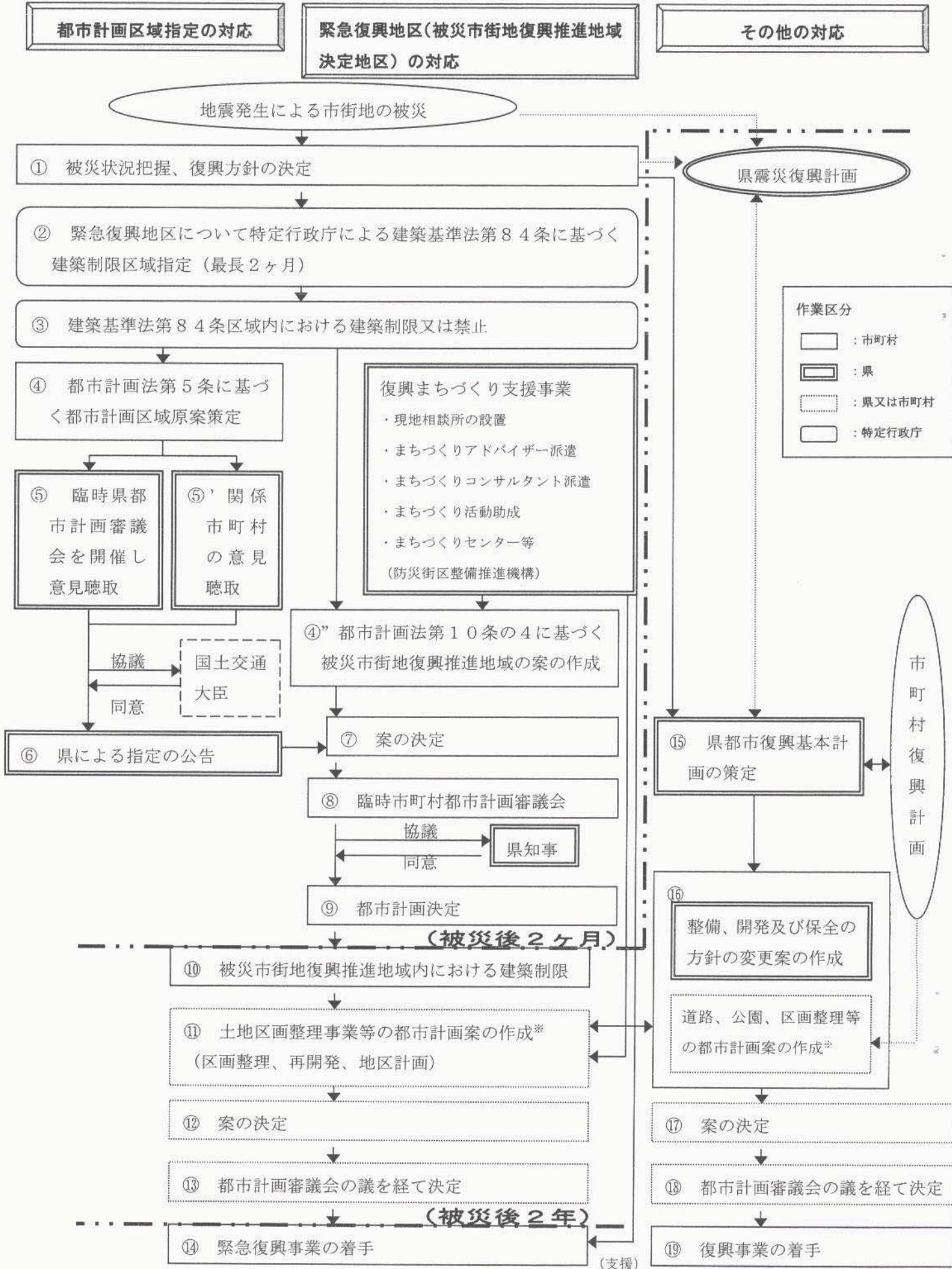
1 震災復興都市計画フロー

(1) 既に都市計画区域が指定されている場合



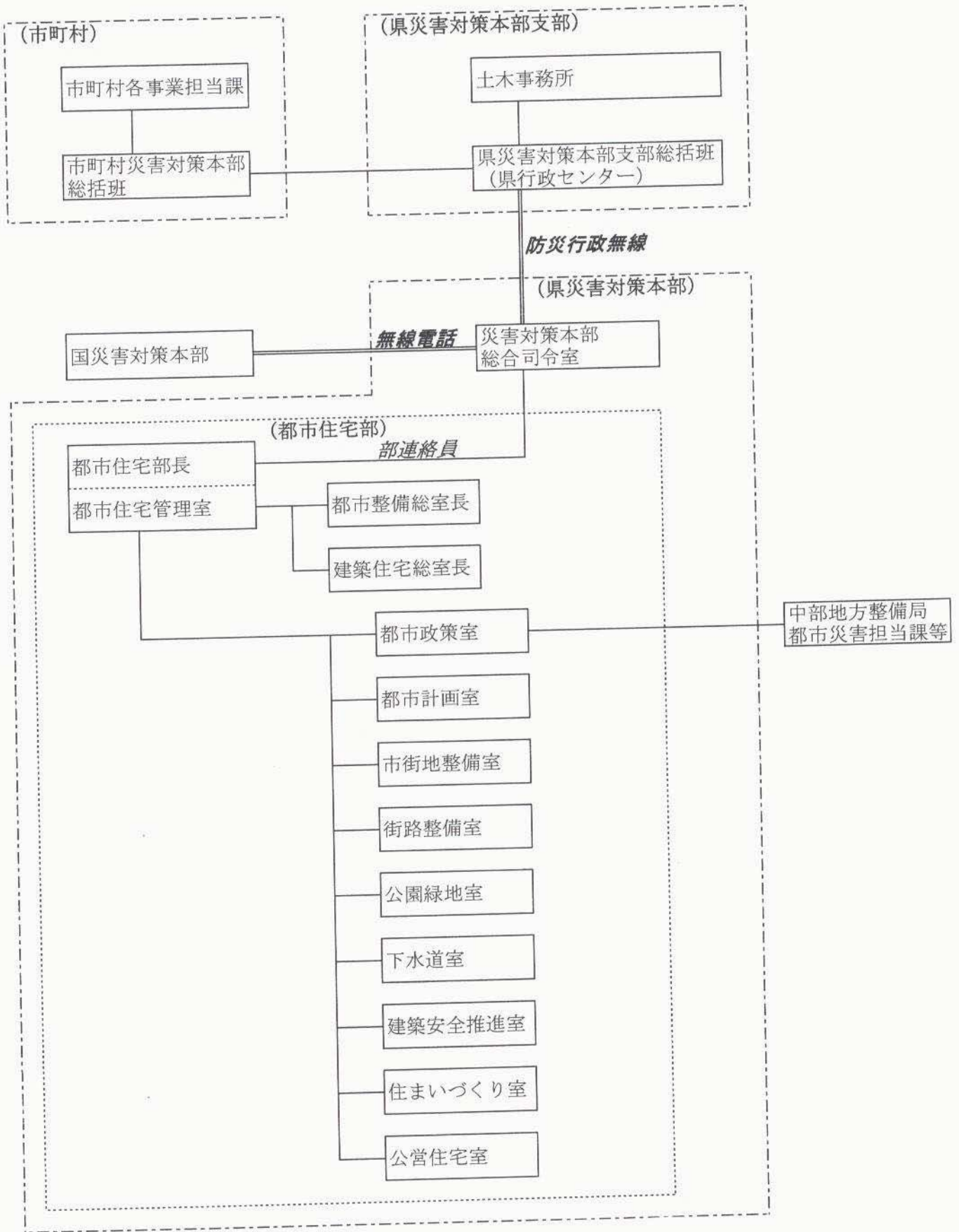
※事業や施設の規模・管理者により県決定と市町村決定に区分される。

(2) 都市計画区域を新たに指定する必要がある場合



※事業や施設の規模・管理者により県決定と市町村決定に区分される。

2 震災時情報収集伝達網



(都市住宅部の伝達網は本計画書に記載のある室のみ記載)

3 緊急復興地区における建築基準法第84条指定

(1) 指定のための作成図書

- ・指定区域名称、所在地、指定面積、被災状況、建築制限内容、指定区域の予定事業、制限期間を記載した書類
- ・指定区域図（スケール 1/2,500～1/10,000程度）

(2) 区域指定の際の連絡体制

- ・第84条の区域指定は特定行政庁が行うため、県が指定する場合と5大市（静岡市、浜松市、沼津市、清水市、富士市）が指定する場合がある。
- ・いずれの場合であっても、県と市町村の間の調整は、都市計画部局が窓口となり、それぞれの建築部局を交えて調整を行う。
- ・最終的に県の都市計画部局が全県分をまとめて国土交通省と協議した上で、特定行政庁の建築部局が指定を行うこととする。
- ・建築制限にあたっては、仮設住宅建設計画に留意する。

(3) 指定に当たっての留意事項

- ・第84条の区域指定においては、「都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、」とあり、あくまでも、都市計画事業による復興を想定した区域であることが指定の条件とされているため、特定行政庁の都市計画部局と建築部局とが慎重に協議を進め、区域指定を行なうこと。

(4) 周知方法について

- ・建築基準法上、公告の義務はないが、指定区域、建築制限内容について公告をすることが望ましい。
- ・指定区域の土木事務所及び市町村の建築部局窓口において、区域図、建築制限内容の閲覧を行う。
- ・現地における看板等による公告表示を行う。
- ・マスコミを利用した周知を行う。

(5) 建築制限内容について

- ・原則として、以下の建築物以外の建築を禁止する。
 - ①国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物
 - ②停車場、郵便局、官公署、その他これに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
 - ③工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置き場、その他これらに類する仮設建築物
 - ④その他知事（特定行政庁の長）が支障ないと認めたもの。

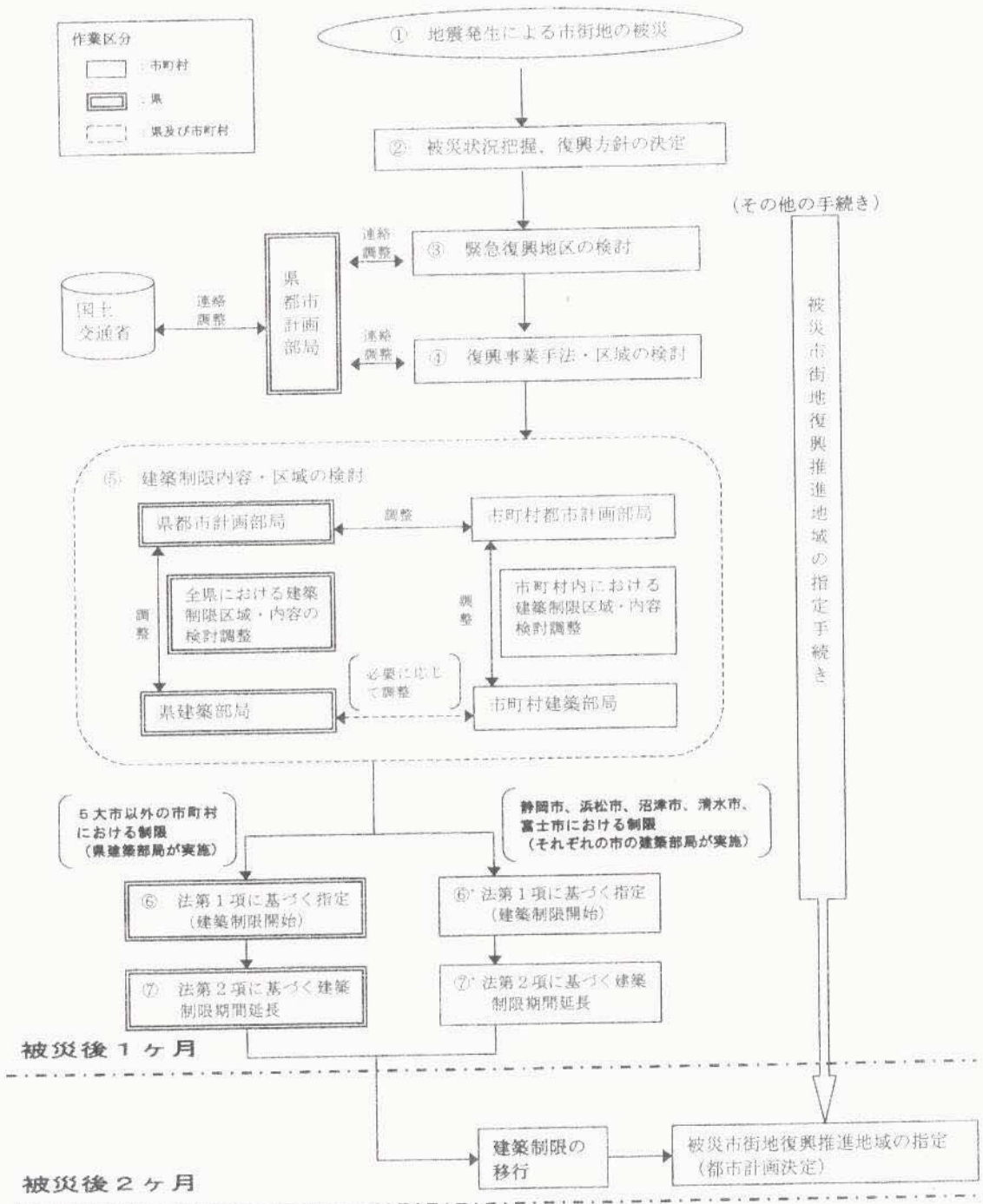
(6) 制限期間を延長する場合の手順について

- ・指定区域の市町村と県の都市計画部局との協議により、期間延長の必要がある場合、震災後20日以内に、特定行政庁建築部局へ延長の要請を行う。
- ・建築部局では、震災後1月以内に延長し、公告を行う。

(7) 現地相談業務等の支援体制について

- ・静岡県地域防災計画 地震対策編 第6編復旧・復興対策 第8章 被災者の生活再建支援 68-7 相談窓口の設置で位置付けられている必要に応じて設置される「震災復興相談センター」の活用を図る。
- ・住民への周知及び理解を得ながら実施する必要があるため、建築行政職員、事業担当職員及び建築士等による建築相談窓口を各市町村に設置する必要がある。

建築基準法第84条に基づく建築制限フロー



4 被災市街地復興推進地域の都市計画について

(1) 「被災市街地復興推進地域」の指定指針

大規模な火災、震災その他の災害により、建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域のうち、どこを「被災市街地復興推進地域」として指定するかは、各地域ごとに、市町村が復興のために施行する事業や地区計画の内容等を十分考慮のうえ指定の要否を判断すべきものであるが、公共施設の整備が必要であると認められる区域にあっては、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

「被災市街地復興推進地域」の指定については、各市町村が復興計画を念頭に入れながら最終決定すべきものであるが、いわゆる生活基盤が未整備であることが原因で、建築物の面的な焼失が生じた区域については、①緊急かつ健全な復興をする必要がある、②そのまま放置すれば再度災害に対して脆弱な市街地が形成されるおそれがある。

よって、面的な整備を緊急かつ円滑に実施する必要性から、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

また、生活基盤が整備済みの区域であっても、何等かの理由により建築物の面的な滅失が生じた区域については、当原因を排除するために市街地再開発事業や細街路、小公園等の公共施設の整備拡充が必要であると認められる場合は、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

なお、復興の手法として地区計画で対応する場合には、第5条の指定要件により、地区計画に地区施設（道路、公園等）、地区整備計画を定め、少なくとも、地区施設の配置及び規模、建築物等の用途の制限、壁面位置の制限他の建築物等に関する事項が計画内容にふくまれている必要がある。

(2) 「被災市街地復興推進地域」の指定基準

「被災市街地復興推進地域」の指定基準として、倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった具体的な数値的基準を一律に定めることは適当でなく、被災地域の個別条件を十分検討のうえ、事業手法や復興にあたり法令上の特例を適用する必要性の有無等に配慮して指定すべきものと考えられる。

被災地の復興手段に国庫補助事業を活用した「土地区画整理事業」を用いる場合にあっては、施行区域の面積基準（2ha以上）があり、同じく国庫補助事業を活用した「被災市街地復興土地区画整理事業」として施行する場合にあっては「要綱」上の採択基準（被災地20ha以上、被災家屋1,000戸以上）がある。（平成13年度末現在）

こういった数値を「被災市街地復興推進地域」指定の一つの基準として用いることや、さらに倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった数値的基準を一律に定めることも考えられるが、被災地の復興にあたっての個別条件（高齢者住宅が多いとか、小規模宅地が密集している地域で公共施設を整備するために区域外への移転が必要であるとか）によっては、国の助成制度の有無に限定されず復興地域の指定によって適用可能となる数々の特例を必要とする場合がある。

よって、指定の基準を一律の数値として考えるのは適当ではなく、各被災地の実情に応じて判断すべきものと考えられる。

なお、被災地の個別条件をモデル化し、ある程度の基準（目安）を定めることは可能かとも

思われるが、モデル設定や基準づくりには委託するための予算措置が必要。

(参考) 指定要件の整理

1) 都市計画法

＜第10条の4（被災市街地復興推進地域）第1項＞

都市計画には、当該都市計画区域について必要があるときは、被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

＜第13条（都市計画基準）第1項第10号＞

被災市街地復興推進地域は、大規模な火災、震災その他の災害により相当数の建物が滅失した市街地の計画的な整備改善を推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

2) 被災市街地復興特別措置法

＜第5条（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）＞

都市計画区域内の市街地の土地の区域で、次の要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- ①大規模な火災、震災その他の災害により、当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- ②公共施設の整備状況、土地利用の動向からみて不良な街区の環境が形成されるおそれのあること。
- ③当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

(3) 「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定にあたり必要となる図書等

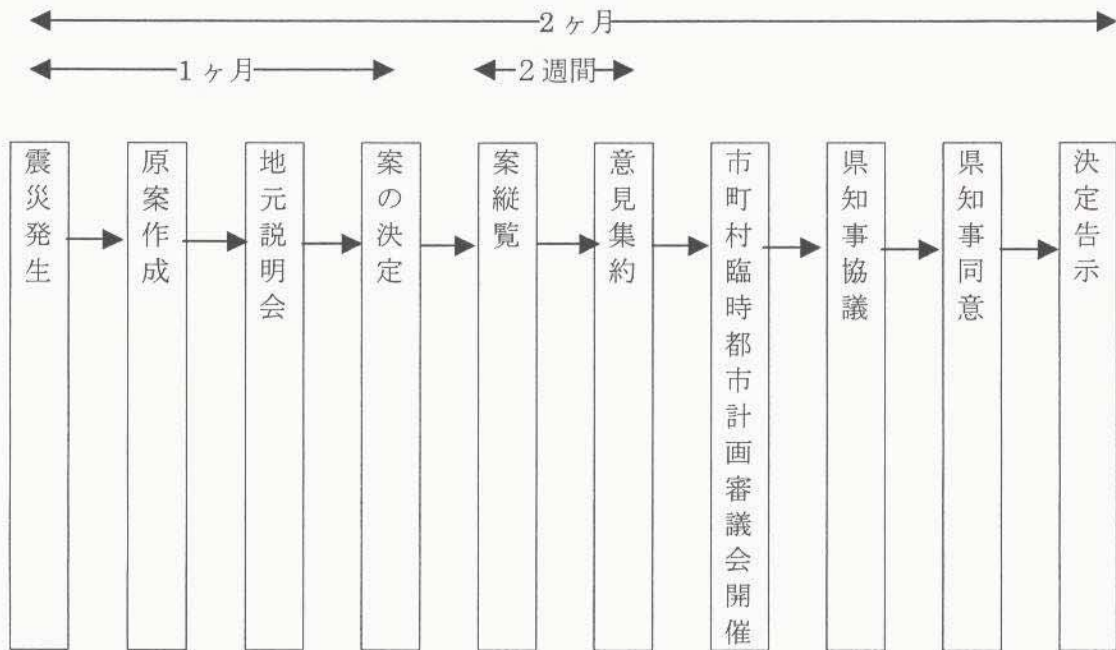
1) 法令上必要となる図書

- ①名称 ②位置 ③区域 ④区域の面積 ⑤緊急復興方針 ⑥建築行為等の制限が行なわれる期間の満了の日
総括図、計画図

2) 参考図書として必要と思われる図書

- ①被災状況図 ②緊急復興方針図

5 被災市街地復興推進地域の決定手続き



1 地元説明会の開催

- (1) 土地区画整理事業等の復興都市計画をめざしたものであることを説明する。
- (2) 被災市街地復興推進地域は、名称、位置、面積、区域を定める。
- (3) 土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築の制限がある。
- (4) 説明会開催にあたって、適当な会場の確保、被災住民への通知をすること。
- (5) 反対者が多数の場合の対応に留意する。

2 市町村臨時都市計画審議会の開催

- (1) 地震発生後、2か月以内に審議会を開催し、しかも1回で処理することとする。
- (2) 審議会委員の内、半数以上の出席者を確保しなければならない。
- (3) 審議会開催場所を確保する。
- (4) 縦覧にあたっては、住民に縦覧できる場所の確保とともに、市町村広報、マスコミ、掲示板等の活用により住民に周知する。

6 建築基準法第84条指定を行なう特定行政庁

区分	管内	担当課	TEL	FAX	E-mail アドレス
静岡県		建築安全推進室	054-221-3078 5(8)-700-3078	054-221-3567 5(8)-700-3567	kenchikuanzen@hq.pref.shizuoka.jp メール建築安全推進室
下田土木事務所	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、賀茂村	建築住宅課	0558-24-2109 5(8)-701-2109	0558-24-2162 5(8)-701-2162	shimodo-kenchiku@hq.pref.shizuoka.jp メール下田土木県住
熱海土木事務所	熱海市、伊東市 (三島市)、裾野市、(御殿場市)、伊豆長岡町、修善寺町、戸田村、土肥町、函南町、菰山町、大仁町、天城湯ヶ島町、中伊豆町、清水町、長泉町、小山町	建築住宅課	0557-82-9192 5(8)-702-9192	0557-82-9110 5(8)-702-9110	atado-kenchiku@hq.pref.shizuoka.jp メール熱海土木県住
沼津土木事務所	(富士宮市)、芝川町	建築住宅課	055-920-2224 5(8)-703-2224	055-926-5527 5(8)-703-6090	numado-kenchiku@hq.pref.shizuoka.jp メール沼津土木県住
富士土木事務所	富士川町、蒲原町、由比町 (焼津市)、(藤枝市)、島田市、岡崎町、大井川町、金谷町、川根町、中川根町、本川根町	建築住宅課	0545-65-2246 5(8)-704-2246	0545-65-2270 5(8)-704-2270	fujido-kenchiku@hq.pref.shizuoka.jp メール富士土木県住
静岡土木事務所	(富士宮市)、芝川町	建築住宅課	054-286-9346 5(8)-705-9346	054-286-9375 5(8)-705-9375	shizudo-kenchiku@hq.pref.shizuoka.jp メール静岡土木県住
島田土木事務所	富士川町、蒲原町、由比町 (焼津市)、(藤枝市)、島田市、岡崎町、大井川町、金谷町、川根町、中川根町、本川根町	建築住宅課	0547-37-5273 5(8)-800-151	0547-37-6247 5(8)-800-6090	shimada-kenchiku@hq.pref.shizuoka.jp メール島田土木県住
御前崎土木事務所	御前崎町、相良町、榛原町、吉田町 (磐田市)、掛川市、袋井市、大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町、大東町、森町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、天竜市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町	建築住宅課	0548-63-3211 5(8)-801-6022 (総務課)	0548-63-5347 5(8)-801-6090	omaezaki-toshikei@hq.pref.shizuoka.jp (都市計画課) メール御崎土木県住
袋井土木事務所	袋井市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町	建築住宅課	0538-42-3294 5(8)-802-3294	0538-42-1782 5(8)-701-6090	fukudo-kentiku@hq.pref.shizuoka.jp メール袋井土木県住
天竜土木事務所	天竜市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町	建築住宅課	0539-26-2477 5(8)-708-2477	0539-26-2197 5(8)-708-2197	tendo-kenchiku@hq.pref.shizuoka.jp メール天竜土木県住
浜松土木事務所	(浜北市)、湖西市、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町	建築住宅課	053-458-7283 5(8)-709-7283	053-458-7195 5(8)-709-7195	hamado-kentiku@hq.pref.shizuoka.jp メール浜松土木県住
静岡市		都市整備部 建築指導課	054-221-1124 5(8)-201-9999	054-221-1135 5(8)-201-9100	kenchikushi@city.shizuoka.shizuoka.jp (防災対策本部)
浜松市		建築住宅部 建築指導課	053-457-2470 5(8)-202-9999	053-457-2345 5(8)-202-9100	kenshido@city.hamamatsu.shizuoka.jp (防災対策課)
沼津市		都市計画部 建築指導課	055-934-2527 5(8)-203-2574	055-933-1412 5(8)-203-9100	kentiku@city.numazu.shizuoka.jp (防災地震課)
富士市		都市整備部 建築指導課	0545-55-2791 5(8)-210-2443	0545-53-2773 5(8)-851-9101	kentiku@city.fuji.shizuoka.jp (防災対策課)
清水市		都市部 建築指導課	0543-54-2235 5(8)-204-9999	0543-52-0325 5(8)-204-9100	toshikei@city.shimizu.shizuoka.jp (都市計画課)

() : 限定特定行政庁。
TEL・FAX欄：上段はNITTEL回線、下段は総合情報ネットワーク回線
E-mail アドレス欄：上段はインターネット上、下段はSDOネット上

7 県、市町村の都市計画担当部局（被災市街地復興推進地域の決定にかかると
(1) 県の都市計画担当部局（被災市街地復興推進地域の決定にかかると）

区分	名称	電 話		F.A.X.		E-m.a.i.l アドレス		
		NTT	総合情報 ネットワーク	NTT	総合情報 ネットワーク	インターネット	SDOネット	
本 庁	都市住宅管理室	054-221-3192	5(8)-700-3192	054-271-2244	5(8)-700-2244	toshiju_kanri@hq.pref.shizuoka.jp	メール都市住宅管理室	
	都市政策室	054-221-3528	5(8)-700-3528	054-271-2344	5(8)-700-2344	toshinet@hq.pref.shizuoka.jp	メール都市政策室	
	都市計画室	054-221-3062	5(8)-700-3062	054-221-3640	5(8)-700-3640	toshikeikaku@hq.pref.shizuoka.jp	メール都市計画室	
	"	054-221-3187	5(8)-700-3187	054-221-3640	5(8)-700-3640	toshikeikaku@hq.pref.shizuoka.jp	メール都市計画室	
	"	054-221-3187	5(8)-700-3187	054-221-3640	5(8)-700-3640	toshikeikaku@hq.pref.shizuoka.jp	メール都市計画室	
	市街地整備室	054-221-3530	5(8)-700-3530	054-221-3068	5(8)-700-3068	shigaichi@hq.pref.shizuoka.jp	メール市街地整備室	
	"	054-221-3343	5(8)-700-3343	054-221-3068	5(8)-700-3068	shigaichi@hq.pref.shizuoka.jp	メール市街地整備室	
	街路整備室	054-221-3063	5(8)-700-3063	054-221-3068	5(8)-700-3068	gairo@hq.pref.shizuoka.jp	メール街路整備室	
	下水道室	054-221-3082	5(8)-700-3082	054-221-3586	5(8)-700-3586	gesui@hq.pref.shizuoka.jp	メール下水道室	
	公園緑地室	054-221-3494	5(8)-700-3494	054-221-3493	5(8)-700-3493	parke@hq.pref.shizuoka.jp	メール公園緑地室	
	建築安全推進室	054-221-3078	5(8)-700-3078	054-221-3567	5(8)-700-3567	kenchikuanzen@hq.pref.shizuoka.jp	メール建築安全推進室	
	住まいづくり室	054-221-3080	5(8)-700-3080	054-221-3083	5(8)-700-3083	sumai@hq.pref.shizuoka.jp	メール住まいづくり室	
	公営住宅室	054-221-3087	5(8)-700-3087	054-221-3083	5(8)-700-3083	jutaku@hq.pref.shizuoka.jp	メール公営住宅室	
	出先機関	下田土木事務所	0558-24-2110	5(8)-701-2110	0558-24-2123	5(8)-701-2123	shimodo-toshikei@hq.pref.shizuoka.jp	メール下田土木都計
		熱海土木事務所	0557-82-9186	5(8)-702-9186	0557-82-9110	5(8)-702-9110	atado-toshikei@hq.pref.shizuoka.jp	メール熱海土木都計
		沼津土木事務所	055-920-2222	5(8)-703-2222	055-926-5527	5(8)-703-6090	numado-toshikei@hq.pref.shizuoka.jp	メール沼津土木都計
		富士土木事務所	0545-65-2243	5(8)-704-2243	0545-27-2270	5(8)-704-2270	fujido-toshikei@hq.pref.shizuoka.jp	メール富士土木都計
静岡土木事務所		054-286-9341	5(8)-705-9341	054-286-9375	5(8)-705-9375	shizudo-toshi@hq.pref.shizuoka.jp	メール静岡土木都計	
島田土木事務所		0537-37-1085	5(8)-800-201	0537-37-5335	5(8)-800-6090	shimada-toshikei@hq.pref.shizuoka.jp	メール島田土木都計	
御前崎土木事務所		0548-63-3245	5(8)-801-6020	0548-63-2173	5(8)-801-6090	omazaki-toshikei@hq.pref.shizuoka.jp	メール御前崎土木都計	
袋井土木事務所	0538-42-3292	5(8)-802-3292	0538-42-6419	5(8)-802-6090	fukudo-toshikei@hq.pref.shizuoka.jp	メール袋井土木都計		
天竜土木事務所	0539-26-2469	5(8)-708-2469	0539-26-2197	5(8)-708-2197	tendo-tosikei@hq.pref.shizuoka.jp	メール天竜土木都計		
浜松土木事務所	053-458-7277	5(8)-709-7277	053-458-7195	5(8)-709-7195	hamado-tosi@hq.pref.shizuoka.jp	メール浜松土木都計		

※総合情報ネットワーク（ ）は衛星回線使用の場合

(2) 市町村の都市計画担当部局(被災市街地復興推進地域の決定にかかる)

区分	区分	部局名	電 話		F A X		E-m a i l アドレス インターネット
			NTT	総合情報 ネットワーク	NTT	総合情報 ネットワーク	
下田市	都市計画担当	都市住宅係	0558-22-2219	5(8)-219-9999 (総務課)	0559-27-1007	5(8)-219-9100 (総務課)	kensetsu@city.shimoda.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
東伊豆町	都市計画担当	管理係	0557-95-1100(内354)	5(8)-301-9999 (企画調整課)	0557-95-0122 (代)	5(8)-301-9100 (企画調整課)	kensetsu@town.higashiizu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
河津町	都市計画担当	土木建設係	0558-34-1952	5(8)-302-9999 (総務課)	0558-34-0295	5(8)-302-9100 (総務課)	kensetsu@town.kawazu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
南伊豆町	都市計画担当	管理係	0558-62-6277	5(8)-304-9999 (総務課)	0558-62-2588 (代)	5(8)-304-9100 (総務課)	kensetsu@town.minamiizu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
熱海市	都市計画担当	まちづくり課 建設計画室	0557-86-6386	5(8)-205-9999 (防災室)	0557-86-6416	(8)-205-9100 (防 災室)	machiikaku@city.atami.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
伊東市	都市計画担当	計画係	0557-36-0111(内2652)	5(8)-208-2653	0557-36-0320	5(8)-208-9100 (生涯安全課)	wbs03992@mail.wbs.ne.jp (企画調整課)
	土地区画整理担当	まちづくり推 進室	0557-36-0111(内2663)	5(8)-208-2653	0557-36-0320		
	市街地再開発担当						
沼津市	都市計画担当	計画係	055-934-2525	5(8)-203-2545	055-933-1412	5(8)-203-9100 (防災地震課)	kekaku@city.numazu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	市街地整備課 まちづくり係	055-934-2526	5(8)-203-2553	055-934-1727	"	shigaichi@city.numazu.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	再開発課	055-934-2528	5(8)-203-2555	055-934-1727	"	saikaihatu@city.numazu.shizuoka.jp

区分	区分	部局名	電 話 NTT	話 総合情報 ネットワーク NTT	FAX NTT	E-mail インターネット アドレス
三島市	都市計画担当	都市計画課	055-983-2631	5(8)-206-9999 (防災交通対策)	055-973-7241	toshikei@city.mishima.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	都市整備課	055-983-2635		055-973-7241	toshisei@city.mishima.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	都市整備課	055-983-2635		055-973-7241	toshisei@city.mishima.shizuoka.jp
御殿場市	都市計画担当	都市計画課	0550-82-4222	5(8)-215-12121	0550-82-4232	keikaku@city.gotemba.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	市街地整備課	0550-82-4227	5(8)-215-16602	0550-84-3286	shigaichi@city.gotemba.shizuoka.jp
	市街地再開発担当					
裾野市	都市計画担当	都市計画課	055-995-1828	5(8)-220-9999 (生活環境課)	055-994-0272	toshikei@city.susono.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	市街地対策室	055-994-1274		055-994-1279	shigaichi@city.susono.shizuoka.jp
	市街地再開発担当					
伊豆長岡町	都市計画担当	建設観光課	055-948-2908	5(8)-321-9999 (地域振興課)	055-948-1169 (代)	t3kenseitsu@izunagaoka.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
	土地区画整理担当					
	市街地再開発担当					
修善寺町	都市計画担当	企画課	0558-72-9854	5(8)-322-9999 (総務課)	0558-72-6588 (代)	t5kikaku@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp (企画課)
	土地区画整理担当					
	市街地再開発担当					
函南町	都市計画担当	都市計画課	055-979-8117	5(8)-325-9999 (総務課)	055-978-1197 (代)	toshikei@town.kannami.shizuoka.jp
	土地区画整理担当					
	市街地再開発担当					
菟山町	都市計画担当	建設課	055-949-6807	5(8)-326-9999 (総務課)	055-949-1779 (代)	t2kenseitu@nirayama.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
	土地区画整理担当					
	市街地再開発担当					

区分	区分	部局名	電 話		FAX		E-mail アドレス インターネット
			NTT	総合情報 ネットワーク	NTT	総合情報 ネットワーク	
大仁町	都市計画担当	企画管財課	0558-76-8007	5(8)-327-9999 (総務課)	0558-76-8029	5(8)-327-9100 (総務課)	ohito@mail.wbs.ne.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
清水町	都市計画担当	都市計画課	055-981-8225	5(8)-341-9999 (総務課)	055-973-1809	5(8)-341-9100 (総務課)	toshi@town.shimizu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
長泉町	都市計画担当	建設計画課	055-989-5520	5(8)-342-9999 (行政課)	055-986-5905 (代)	5(8)-342-9100 (行政課)	keikaku@nagaizumi.org
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
小山町	都市計画担当	都市整備課	0550-76-6104	5(8)-344-9999 (生活環境課)	0550-76-4770	5(8)-344-9100 (生活環境課)	toshi@fuji-oyama.jp
	土地区画整理担当	都市整備課	0550-76-6104		0550-76-4770		
	市街地再開発担当						
富士市	都市計画担当	都市計画課	0545-55-2785	5(8)-210-2418	0545-53-2773	5(8)-851-9101 (防災対策課)	toshikei@city.fuji.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	区画整理課	0545-55-2797	5(8)-210-2683	0545-51-0475		kukaku@city.fuji.shizuoka.jp
	市街地再開発担当						
富士宮市	都市計画担当	都市計画課	0544-22-1166	5(8)-207-9999 (防災生活課)	0544-22-1208	5(8)-207-9100 (防災生活課)	toshi@city.fujinomiya.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	市街地整備課	0544-22-1170		0544-22-1208		shigaichi@city.fujinomiya.shizuoka.jp
	市街地再開発担当						
芝川町	都市計画担当	建設課	0544-65-2807	5(8)-361-9999 (消防防災係)	0544-65-2800 (代)	5(8)-361-9100 (消防防災係)	shibakawa@mail.wbs.ne.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						

区分	区分	部局名	電		FAX		E-mailアドレス インターネット
			NTT	電話 総合情報 ネットワーク	NTT	総合情報 ネットワーク	
静岡市	都市計画担当	都市計画課	054-221-1406	5(8)-201-9999 (防災対策本部)	054-221-1117	5(8)-201-9100 (防災対策本部)	toshikei@city.shizuoka.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	区画整理課	054-221-1415		054-221-1117		kukaku@city.shizuoka.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	市街地整備課	054-221-1410		054-221-1117		shigaichi@city.shizuoka.shizuoka.jp
清水市	都市計画担当	都市計画課	0543-54-2260	5(8)-204-9999 (防災本部室)	0543-52-9454	5(8)-204-9100 (防災本部室)	toshikei@city.shimizu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	市街地整備課	0543-54-2268		0543-51-3730		
	市街地再開発担当						
富士川町	都市計画担当	建設産業課	0545-81-4809	5(8)-381-9999 (総務課)	0545-81-4818	5(8)-381-9100 (総務課)	KENSETSU@town.fujikawa.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
蒲原町	都市計画担当	建設産業課	0543-85-7740	5(8)-382-7740	0543-85-3110 (代)	5(8)-382-9999 (総務課)	ken-san@town.kambara.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
由比町	都市計画担当	建設課	0543-76-0114	5(8)-383-9999 (総務課)	0543-76-0059	5(8)-383-9100 (総務課)	kouhou@yuicho.com
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
焼津市	都市計画担当	都市計画課	054-626-2160	5(8)-212-2311	054-626-2184	5(8)-212-9100 (代)	toshikei@mail.city.yaizu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	区画整理課	054-626-2167	5(8)-212-2336	054-626-2184		kukakuseiri@mail.city.yaizu.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	都市整備課	054-626-2166	5(8)-212-2314	054-626-2184		toshiseibi@mail.city.yaizu.shizuoka.jp
藤枝市	都市計画担当	都市計画課	054-643-3111(内202)	5(8)-214-9999 (市民安全課)	054-643-3280	5(8)-214-9100 (市民安全課)	fujieda-kensetu@thn.ne.jp(都市建設部)
	土地区画整理担当	都市計画課	054-643-3111(内204)		054-643-3280		
	市街地再開発担当						

区分	区分	部局名	電 話		FAX		E-mailアドレス インターネット
			NTT	総合情報 ネットワーク	NTT	総合情報 ネットワーク	
岡部町	都市計画担当	都市計画課	054-667-3426	5(8)-401-9999 (総務課)	054-667-3482	5(8)-401-9100 (総務課)	info@town.okabe.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	都市計画課	054-667-3426		054-667-3482		
	市街地再開発担当	都市計画課	054-667-3426		054-667-3482		
大井川町	都市計画担当	建設都市課	054-662-0581	5(8)-402-9999 (総務課)	054-662-0818	5(8)-402-9100 (総務課)	info@town.oigawa.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
島田市	都市計画担当	都市計画課	0547-36-7177	5(8)-209-9999 (市民安全課)	0547-37-8200 (代)	5(8)-209-9100 (市民安全課)	toshikei@city.shimada.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	区画整理課	0547-37-7197		0547-37-2971		S. C. K-rosecity@ca.thn.ne.jp
	市街地再開発担当	商工課	0547-36-7164		0547-37-8200 (代)		syoukou@city.shimada.shizuoka.jp
	都市計画担当	都市計画課	0547-46-5623	5(8)-425-121	0547-45-3179	5(8)-425-9100 (総務課)	public@po4.across.or.jp (総務課)
金谷町	土地区画整理担当	区画整理課	0547-46-5624	5(8)-425-131	0547-45-3179		
	市街地再開発担当						
	都市計画担当	建設課	0548-63-6841	5(8)-421-9999 (総務課)	0548-63-6875	5(8)-421-9100 (総務課)	town-omaezaki@po2.across.or.jp
御前崎町	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
	都市計画担当	都市整備課	0548-52-1111(内242)	5(8)-422-1242	0548-52-3772	5(8)-422-1299	sagara@fujii.ne.jp
相良町	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
	都市計画担当	都市整備課					
榛原町	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
	都市計画担当	都市整備課	0548-23-0031	5(8)-423-9999 (総務課)	0548-23-0039	5(8)-423-9100 (総務課)	townoffice@town.haibara.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						

区分	区分	部局名	電 話		F A X		E-m a i l アドレ ス インターネット
			NTT	総合情報 ネットワーク	NTT	総合情報 ネットワーク	
吉田町	都市計画担当	都市計画課	0548-33-2137	5(8)-424-9999 (総務課)	0548-33-0362	5(8)-424-9100 (総務課)	yoshida@mail.wbs.ne.jp
	土地区画整理担当	都市計画課 土地区画整理 室	0548-33-2138		0548-33-0362		
	市街地再開発担当						
磐田市	都市計画担当	都市計画課	0538-32-2994	5(8)-211-4218	0538-33-2050	5(8)-211-9100 (地域振興課)	keikakukanri@city.iwata.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	区画整理課	0538-37-4830	5(8)-211-4224	0538-36-2459		kukakuseiri@city.iwata.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	都市整備課	0538-37-7174	5(8)-211-4236	0538-37-8690		toshiseibi@city.iwata.shizuoka.jp
掛川市	都市計画担当	都市計画課	0537-21-1151	5(8)-213-2510	0537-21-1165	5(8)-213-5964	tosikei@city.kakegawa.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	区画整理課	0537-21-1154	5(8)-213-2535	0537-24-1165		kukaku@city.kakegawa.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	区画整理課	0537-24-1162		0537-24-1144		
袋井市	都市計画担当	都市計画課	0538-44-3122	5(8)-216-9999 (地域振興課)	0538-44-3145	5(8)-216-9100 (地域振興課)	toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	区画整理課	0538-44-3160		0538-44-3145		kukakuseiri@city.fukuroi.shizuoka.jp
	市街地再開発担当						
大東町	都市計画担当	都市計画課	0537-72-1122	5(8)-447-9999 (総務課)	0537-72-6790	5(8)-447-9100 (総務課)	toshi@town.daito.shizuoka.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						
大須賀町	都市計画担当	都市建設課	0537-48-1008	5(8)-442-9999 (住民安心課)	0537-48-3500	5(8)-442-9100 (住民安心課)	toshiken@town-osuka.jp
	土地区画整理担当	都市建設課	0537-48-1008		0537-48-3500		
	市街地再開発担当						
浜岡町	都市計画担当	都市計画課	0537-85-1123	5(8)-444-9999 (生活安全課)	0537-86-5698	5(8)-444-9100 (生活安全課)	hama-ken@ny.tokai.or.jp
	土地区画整理担当						
	市街地再開発担当						

区分	区分	部局名	電 話	FAX	E.m.a.i.l.アドレス
			NTT 総合情報 ネットワーク	NTT 総合情報 ネットワーク	インターネット
小笠町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市建設課	0537-73-1119	0537-73-6863	toshikei@town.ogasa.shizuoka.jp
菊川町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市計画課 区画整理課	0537-35-0932 0537-35-0931	0537-35-2114 0537-35-2114	toshikei@town.kikugawa.shizuoka.jp kukaku@town.kikugawa.shizuoka.jp
森町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市計画課 都市計画課	0538-85-2111(内162) 0538-85-2111(内161)	0538-85-5259(代) 0538-85-5259(代)	toshikei@town.morimachi.shizuoka.jp
浅羽町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	建設課	0538-23-9218	0538-23-4867	kensetu@town.asaba.shizuoka.jp
福田町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	建設課	0538-58-2376	0538-59-1258	fukude@pol.enshu-net.or.jp(総務課)
竜洋町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市整備課 都市整備課	0538-66-9108 0538-66-9108	0538-66-2139(総務課) 0538-66-2139(総務課)	toshiseibi@town.ryuyo.shizuoka.jp
豊田町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	建設課	0538-36-3157	0538-34-2496(代)	toyoda3@pox.enshu-net.or.jp

区分	区分	部局名	電 話	FAX	E-mailアドレス
			NTT 総合情報 ネットワーク	NTT 総合情報 ネットワーク	インターネット
豊岡村	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市計画係	0539-63-0022(内222)	0539-63-0031 (代)	yume@vill.toyooka.shizuoka.jp
天竜市	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市計画係 区画整理係	0539-22-0027 0539-22-0029	0539-22-0082 (代) 0539-22-0082	tenryu2@viola.ocn.ne.jp
浜松市	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	計画グループ 計画調整グループ 再開発グループ	053-457-2371 053-457-2366 053-457-2342	053-457-2345 053-457-2710 053-457-2345	toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp kukaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp tosikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
浜北市	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	計画係 事業係	053-585-1161 053-585-1164	053-587-3127 (代) 053-587-3127 (代)	toshikei@city.hamakita.shizuoka.jp kukaku@city.hamakita.shizuoka.jp
湖西市	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市計画スタッフ	053-576-4549	053-576-1115 (代)	toshikei@city.kosai.shizuoka.jp
舞阪町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	計画係	053-592-8814	053-592-2146	tositown.maisaka.shizuoka.jp
新居町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市計画係 都市整備係	053-594-8112 053-594-8112	053-594-2313 (代) 053-594-2313 (代)	toshi@town.arai.shizuoka.jp

区分	区分	部局名	電話 NTT	電話 総合情報 ネットワーク 5(8)-505-9999 (総務課)	FAX NTT	FAX 総合情報 ネットワーク 5(8)-505-9100 (総務課)	E-mail アドレス インターネット toshiseibi@town.yuto.shizuoka.jp
雄踏町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市整備課 都市計画課	053-596-3217	5(8)-505-9999 (総務課)	053-592-5802 (代)	5(8)-505-9100 (総務課)	toshiseibi@town.yuto.shizuoka.jp
細江町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	建設課	053-523-1114	5(8)-521-234	053-523-1907 (代)	5(8)-521-9100 (総務課)	hl120@town.hosoe.shizuoka.jp
引佐町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	建設課	053-542-3314	5(8)-522-9999 (総務課)	053-542-3319	5(8)-522-9100 (総務課)	ingkenst@habi.ne.jp
三ヶ日町	都市計画担当 土地区画整理担当 市街地再開発担当	都市計画課	053-524-1516	5(8)-523-9999 (総務課)	053-524-0205	5(8)-523-9100 (総務課)	toshikei@town.mikkabi.shizuoka.jp

※総合情報ネットワーク()は衛星回線使用の場合。担当が、空欄の場合は、都市計画担当等がこれを兼ねるものとする。現時点で分かっている最新のものを示しており、以降改変されている可能性がある。

8 本計画書の用語集

<p>応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p>	<p>静岡県地域防災計画 一般対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 2 災害救助法の規定に基づく県の実施事項</p> <p>「災害救助法」適用の対象となる程度の災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができないものに対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、「災害救助法」の規定に基づいて行う県の実施事項を定めた計画。</p>
<p>火災延焼危険度</p>	<p>第3次地震被害想定において想定した、火災が発生した場合の燃えやすさ、つまり延焼速度の大きさを示す指標。</p>
<p>緊急復興事業</p>	<p>本計画の中の語句。 震災復興のため実施されることとされている都市計画事業等。</p>
<p>緊急復興地区</p>	<p>本行動計画の中で定めることとされている、緊急に面的整備事業等が必要と判断される地区。</p>
<p>県震災復興計画</p>	<p>静岡県地域防災計画 地震対策編 第6編 復旧・復興対策 第3章 震災復興計画の策定</p> <p>知事が計画策定本部を設置し、策定することとされている計画。 この計画は、基本方針と「都市・農山漁村復興」「住宅復興」「産業復興」など分野別復興計画により構成される。</p>
<p>建築基準法 第84条</p>	<p>(被災市街地における建築制限)</p> <p>特定行政庁は、市街地に災害があった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。</p>
<p>建築基準法 第85条</p>	<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で、特定行政庁が指定するもの内においては、災害により破損した建築物の応急修繕又は次の各号の一に該当する応急修繕又は次の各号の一に該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。</p> <p>一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの</p>

	<p>二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: center;">***** 以下省略 *****</p>
県 都市復興基本計画	<p>本行動計画の中で定めることとされている被災都市の「復興の目標」、「土地利用方針」及び「市街地復興基本方針」等を示した計画。</p>
災害復興公営住宅	<p>静岡県地域防災計画 地震対策編 第6編 復旧・復興対策 第8章 被災者の生活再建支援 68-1 恒久住宅対策</p> <p>被災後、県又は市町村の建設する公営住宅。</p>
災害復興住宅建設 計画	<p>静岡県地域防災計画 地震対策編 第6編 復旧・復興対策 第8章 被災者の生活再建支援</p> <p>震災復興計画策定本部の下部組織として設置される住宅復興計画部会によって決定される住宅復興方針等を定めた計画。</p>
市町村 住宅復興計画	<p>「市町村復興計画」の住宅部門の計画。</p>
市町村復興計画	<p>静岡県地域防災計画 地震対策編 第6編 復旧・復興対策 第3章 震災復興計画</p> <p>市町村長が計画策定本部を設置し、策定することとされている計画。 この計画は、基本方針と「都市・農山漁村復興」「住宅復興」「産業復興」など分野別復興計画により構成される。</p>
市町村 マスタープラン	<p>都市計画法第18条の2</p> <p>「市町村の都市計画に関する基本的な方針」 市町村議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即している必要がある。 市町村が定める都市計画はこの市町村マスタープランに即していなければならない。</p>
整備、開発及び 保全の方針	<p>都市計画法第6条の2</p> <p>当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの。 具体の都市計画は、この整備、開発及び保全の方針に即している必要がある。都市計画区域マスタープランと称する。</p>

<p>総合情報 ネットワーク</p>	<p>県庁、総合庁舎、県出先機関及び市町村相互を衛星無線回線や地上無線回線で結んだ通信ネットワークで、電話・FAXが利用できる。 通信料はすべて無料。 本ネットワークを介して、一般県民や事業所への通信は不能。 なお、県外についても、東京事務所、他の都道府県及び市町村等と衛星無線回線と結ばれており、電話・FAXが利用できる。 こちらも同じく、通信料はすべて無料。</p> <p>※「総合情報ネットワーク電話番号簿」（静岡県総務部防災通信管理室）参照。</p>
<p>促進区域</p>	<p>都市計画法第10条の2</p> <p>主として土地所有者等に一定の土地利用を実現することを義務づけ、区域内の土地を、その性質に応じて積極的に利用させることを目的とする区域。</p>
<p>第3次 地震被害想定</p>	<p>平成13年5月に公表された東海地震及び神奈川県西部地震による災害要因の分析や定量的な被害予測結果。 過去には昭和53年、平成5年の2度の被害想定を行い、各分野での地震対策を効果的に進めるための基礎資料として活用してきたが、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災から得られた貴重な教訓や災害対策の現状及び最新の研究成果などを反映し、21世紀の新たな地震対策を積極的に推進するための基礎資料として新たに想定を実施した。</p> <p>1 第3次地震被害想定の特徴</p> <p>平成5年に報告した第2次地震被害想定では、人的・物的被害については被害の発生要因別に定量的な被害想定を実施した。今回の第3次地震被害想定では従来の要因別の定量的な被害想定の見直しに加え、鉄道や高速道路の事故などのように、発生確率が低くてもひとたび発生すると大きな被害につながる可能性のある事故についても定性的な想定を行った。</p> <p>また、これまでの地震対策の諸計画の検証を行い新たな課題を洗い出すため、地震災害発生前後の救出救護や避難活動に始まる各種の防災・災害応急対応の進行状況について時系列を追った事態の進行状況想定（応急対応シナリオ想定）を実施した。</p> <p>2 想定的前提条件</p> <p>予想される東海地震（マグニチュード8程度）及び神奈川県西部の地震（マグニチュード7程度）の発生により予想される静岡県内の被害状況を最新の知見を取り入れて試算した。</p> <p>また、想定の間帯は、県民の生活行動が反映できるよう、早朝5時、昼12時、夕刻18時の3パターンを基本とし、これに加えて各項目で最悪の事態を想定できるように試算した。</p> <p>（1）「東海地震」の想定ケース（マグニチュード8程度） 想定は次の2つのケースについて行った。 ①予知なし（突発地震を想定） ②予知あり（警戒宣言発令後に地震が発生することを想定）</p>

	<p>(2)「神奈川県西部の地震」の想定ケース(マグニチュード7程度) 県東部に大きな影響をもたらす神奈川県西部を震源とする突発地震を想定。</p>
地区施設	<p>都市計画法第12条の5第2項</p> <p>地区計画において都市計画に定めることとされている事項で、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設のこと。</p>
地区整備計画	<p>都市計画法第12条の5第2項</p> <p>地区計画において都市計画に定めることとされている事項で、建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画のこと。</p>
特定行政庁	<p>建築基準法第2条第1項36号</p> <p>建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。</p> <p>ただし、第97条の2第1項の市町村又は特別区の区域については、同条第4項の規定により当該市町村の長が行うこととなる事務又は第97条の3第3項の規定により特別区の長が行うこととなる事務に限り、当該市町村又は特別区の長をもって特定行政庁とみなし、当該市町村又は特別区の長が行わないこととされる事務については、都道府県知事を特定行政庁とみなす。</p>
被災市街地復興推進地域	<p>被災市街地復興特別措置法 第2章 被災市街地復興推進地域 (被災市街地復興推進地域に関する都市計画) 第5条</p> <p>都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。</p> <p>一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。</p> <p>二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。</p> <p>三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。</p> <p>2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第10条の4第2項に定める事項のほか、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針(以下「緊急復興方針」という。)及び第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとする。</p> <p>3 前項の日は、第1項1号の災害の発生した日から起算して2年以内の日としなければならない。</p>

<p>被災市街地復興 土地区画整理事業 (都市再生 区画整理事業)</p>	<p>都市再生推進事業制度要綱 第6条 1の三 被災市街地復興土地区画整理事業 イ 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業 ロ 災害により住宅等を失った権利者等のため土地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業</p> <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被災市街地の早期復興のための一般会計補助 →公共用地の増分の用地費をすべて補助 →仮設住宅等整備費を補助限度額と別枠で補助 ●道路整備特別会計補助との併用も可能
<p>市街地再開発事業</p>	<p>都市再開発法</p> <p>土地の高度利用と都市機能の更新を図るべき地区において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の建築物の全面的な除却 ・中高層の不燃共同建築物の建築 ・公園、緑地、幹線街路、駅前広場等の公共施設の整備 <p>を行う事業であり、都市の再開発の中心的な事業手法。</p> <p>事業の種類としては、権利変換方式による第1種市街地再開発事業と用地買収（管理処分）方式による第2種市街地再開発事業がある。</p> <p>第1種市街地再開発事業（権利変換方式） 従前建物・土地所有者等に、従前資産の価額に見合う再開発ビルの床（権利床）を与えると同時に、土地の高度利用によって生み出される新たな床（保留床）を処分すること等により、事業費をまかなうもの。</p> <p>第2種市街地再開発事業（用地買収（管理処分）方式） 一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収または収用し、買収または収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与えるものであり、保留床処分等により事業費をまかなう点は第1種市街地再開発事業と同様である。 <u>平成7年の阪神・淡路大震災以降、地区要件に「被災市街地復興推進地域」が新たに加えられ、地方公共団体・公団等施行による被災市街地の早期復興を図ることが可能となった。</u></p>

〈注〉太字は法律に基づいたもの

9 参考資料

(資料1) 震災復興事業に関連する国庫補助事業制度等の概要

1 被災市街地復興土地区画整理事業（都市再生区画整理事業〈被災市街地復興型〉）

目的

大規模な災害により被災した市街地において、土地区画整理事業を推進し、速やかな復興と防災性に優れた市街地の整備を図る。

施行者

・地方公共団体、土地区画整理組合、都市基盤整備公団、地域振興整備公団 等

対象地区

(地域要件)

以下の要件をすべて満たす災害に係る市街地であること。

- ①被災地面積が概ね 20ha 以上
- ②被災戸数が概ね 1,000 戸以上

(地区要件)

被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域内の地区。(面積要件なし)

補助内容

- ・被災市街地の早期復興のための一般会計補助。
 - 公共用地の増分の用地費をすべて補助対象
 - 仮設住宅等整備費を補助限度額と別枠で補助

<p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none">●事業計画案作成費●土地区画整理事業費・調査委託費・宅地整地費・移転移設費・公共施設工事費・供給処理施設整備費・電線類地下埋設施設整備費・減価補償費・立体換地建築物工事費・営繕費・機械器具類・事務費 <p>●仮設住宅等整備費(限度額と別枠で補助)</p>	<p>○補助限度額</p> <p>補助限度額=公共用地の増分の用地費^{※1}×1 +公共施設整備費(移転補償費を含む) +立体換地建築物工事費(共同施設の工事費等を限度とする) +公益施設等^{※2}の敷地上の従前建築物等の移転補償費 +電線類地下埋設施設整備費</p> <p>※1…施行前後の公共用地率に関わらず、すべて対象とする。 ※2…一定の住宅又は公益施設(社会福祉施設又は地域交流施設で、他の施設と複合的に整備されるものを含む)</p>
<p>○補助率</p> <p>1/2</p>	

- ・道路整備特別会計補助との併用も可能。
 - 面積要件の緩和（5ha→2ha）
 - 補助基本額に算入される道路最低幅員の引下げ（12m→8m）

特例

- ・復興共同住宅区の設定・宅地所有者の申し出による集約換地。
- ・宅地所有者等の申し出により、施行者が建設又は取得をする住宅を施行地区の内外において提供。
- ・公営住宅、防災施設等の用地を保留地として確保。

（阪神・淡路大震災における復興土地区画整理事業の事例）

市町村名	地区名	面積 (ha)
北淡町	富島	20.5ha
神戸市	森南	16.7ha
	六甲道駅西	19.7ha
	松本	8.9ha
	御菅	10.1ha
	新長田・鷹取	69.2ha
芦屋市	西部	21.2ha
	中央	13.4ha
西宮市	森具	10.5ha
	西宮北口駅北東	25.8ha

※すべての地区において被災市街地復興推進地域を同時に都市計画決定している

2 市街地再開発事業（第2種市街地再開発事業）

目的

大規模な災害により被災した市街地において、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を図るべき地区、また防災支援拠点など安全市街地の形成が望まれる地区等において、公共施設と建築物の一体的な整備が可能となる市街地再開発事業の実施により、速やかな復興と防災性に優れた市街地の整備を図る。

特に、良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給及び生活の改善・向上を図るため、緊急性が高く、かつ大規模な地区における事業を早急に行う必要がある地区においては、極めて公共性の高い第2種市街地再開発事業を推進することが有効である。

施行者

- ・地方公共団体、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方住宅供給公社 等

対象地区

（地区要件）

第1種市街地再開発事業の適合条件及び次のいずれかに該当

- ・安全上、防火上支障がある建築物(政令で規定)の数又は延べ面積が70%以上
- ・重要な公共施設(避難広場等)の緊急整備の必要があり、当該公共施設の整備と併せて当該区域内の建築物及び建築敷地の整備を一体的に行うことが合理的であること
- ・被災市街地復興推進地域にあること

補助内容

- ・市街地再開発事業等調査費
- ・市街地再開発事業費（一般会計）
 - ①調査設計計画（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費、権利変換計画作成費）
 - ②土地整備（建築物除却費、整地費、仮設店舗等設置費、補償費）
 - ③共同施設整備
 - 空地等…通路、駐車施設、緑地、広場、地区計画等の地区施設等
 - 供給処理施設…給排水、電気、ガス、電話、ごみ処理等
 - その他施設…消防、避難等

（補助率）

地方公共団体事業 : 1 / 3

その他 : 補助対象事業費の1 / 3以内かつ地方公共団体が補助する額の1 / 2以内

- ・市街地再開発事業管理者負担金（道路整備特別会計）

特例

- ・被災市街地復興推進地域内においては、「重要な公共施設の緊急整備」等の要件を撤廃。
- ・被災市街地復興推進地域内においては、地方公共団体による再開発の種地の取得に都市開発資金として国が低利で融資。

(阪神・淡路大震災における復興市街地再開発事業(第2種)の事例)

市町村名	地区名	面積 (ha)
神戸市	六甲道駅南	5.9ha
	新長田駅南	20.0ha
芦屋市	西部	21.2ha
	中央	13.4ha
西宮市	西宮北口駅北東	3.4ha
宝塚市	仁川駅前	1.6ha
	売布神社駅前	1.6ha
	宝塚駅前	5.7ha

※すべての地区において被災市街地復興推進地域を同時に都市計画決定している。

(参考：第1種市街地再開発事業と第2種市街地再開発事業との主な項目の比較)

種類	第1種市街地再開発事業	第2種市街地再開発事業	
施行区域要件 (適用可能範囲)	①高度利用地区内又は特定地区計画等区域内 ②耐火建築物が1/3以下 ③公共施設未整備、敷地細分化等 ④都市機能の更新に寄与	(左記①～④に同じ) ⑤0.5ha以上 ⑥次のいずれかに該当 イ 防災上・安全上支障がある建築物が7/10以上 ロ 重要な公共施設(避難広場等)の緊急整備が必要 ハ 被災市街地復興推進地域にあること	
基本的な仕組み	権利変換(等価交換)方式	管理処分(全面買収)方式	
項目	建築行為の制限	都市計画決定後は建築制限あり(事業認可後は制限強化)	(左記に同じ)
	従前権利の保護	原則として従前資産と等価で新しい施設建築物等の一部を譲渡(非課税)	希望者には従前資産と等価で新しい施設建築物等の一部を譲渡(非課税)
		仮住居費等を補償 零細権利者に対して再開発住宅(公共賃貸住宅)の提供も可能	(左記に同じ) (左記に同じ)
	譲渡課税の特例	権利変換期日における「やむを得ない場合」の転出者に対しては買替特例又は5,000万円控除を適用	転出者に対してはすべて買替特例又は5,000万円控除を適用(都市計画決定前でも適用可能)
	土地の買取り	可能(附帯事業として)	可能(事業の施行として)
	施行者による土地先行取得	事業認可前に設立された市街地再開発組合もできる	事業認可前であっても施行予定者たる公共団体等は可能
	土地収用	不可能(権利変換後の土地等の引渡しの代執行は可能)	可能
	公共施設整備	可能(公共施設管理者負担金を導入)	(左記に同じ)
	公共施設用地の確保	可能(ただし建築を伴わない用地のみの確保は不可能)	(左記に同じ)
	住宅大量供給	可能	(左記に同じ)
目	仮設住宅、店舗等の建設	可能(附帯事業として)	(左記に同じ)
	地区外での代替住宅等建設	可能(附帯事業として)	

3 建築物整備（土地区画整理事業との同時施行）

目的（特色）

土地区画整理事業では、建築物の整備を計画的に促進することが法制度上保障されていないため、中心市街地や密集市街地において土地区画整理事業を進めようとする、地権者や店舗経営者等の理解と協力を得るのが難しい場合が少なくない。

そこで、土地区画整理事業と住環境整備、建築物整備等を同時に協調的に適用することによって、道路・公園等の基盤整備とあわせて建築物や街並み景観形成などを図り、計画的・総合的なまちづくりを推進することが可能となる。

土地区画整理事業との主な同時施行手法

	土地区画整理事業との主な同時施行手法			
	再開発		住環境整備	
	第1種市街地再開発事業	優良建築物等整備事業	密集住宅市街地整備促進事業	従前居住者用住宅等整備事業（住宅市街地整備総合支援事業の一部）
施行者	・民間	・民間	・市町村 ・都市基盤整備公団 ・地方住宅供給公社	・市町村 ・都市基盤整備公団
適用可能地区	・駅前等のような施設需要が強く、保留床処分が可能な地区	・共同化が可能な地区 ・建築協定、地区計画等の締結地区 等	・不良住宅の混在、公共施設の未整備などにより良好な住環境が形成されていない地区	・事業に伴い住宅に困窮する借家人が多い地区
地区面積要件	・個人：0.1ha以上 ・組合：0.5ha以上 (0.1haへの緩和あり)	・0.1ha以上（一定の要件を満たす場合500㎡以上）	・計画は20ha以上（5haへの緩和あり） ・事業実施は1.0ha以上（0.5haへの緩和あり）	—
補助金	・調査設計計画費 ・土地整備費 ・共同施設整備費	・調査設計計画費 ・土地整備費 ・共同施設整備費	・老朽建築物の除却買収費 ・公共施設、生活環境施設の整備費 ・賃貸コミュニティ住宅建設費 ・賃貸コミュニティ住宅用取得造成費 ・分譲コミュニティ住宅共同施設整備費 ・建替促進費（除却費、共同施設整備費等）	・調査設計費 ・従前居住者用住宅等建設費
同時施行の効果	・建築物と基盤施設との一体的整備 ・共同ビルによる過小宅地対策 ・大街区化による減歩緩和	・共同ビルによる過小宅地対策	・不良住宅買収による建物移転戸数の減少及び過小宅地の解消 ・コミュニティ住宅建設による借家人対策	・密集市街地における借家人対策として事業促進効果

(資料2) 建築基準法第84条指定図書の例

1 第1項指定

(1) 告示文

市告示甲第556号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条第1項の規定に基づき、次のとおり区域を指定し、期間を限り建築物の建築を制限する。

平成7年（1995年）2月1日

（特定行政庁）市長

1. 建築の制限の内容

次項に掲げる区域内においては、建築物の建築をしてはならない。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りでない。

- (1) 国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造で、階数が2以下で、かつ、地階を有せず、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができる建築物
- (3) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- (4) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が震災復興事業の施行に支障がないと認められて許可した建築物

2. 区域（詳細は、別添図面のとおり）

地区名	区域
地区	町、町、及び町の一部、並びに町
地区	町及び町の一部、並びに町及び町

3. 期間

平成7年（1995年）2月17日まで

※平成7年の阪神淡路大震災における指定の一例を掲載したものであり、今後予想される東海地震等の発生時における建築制限内容を拘束するものではない。

(2) 指定図面



(資料3) 被災市街地復興推進地域の決定図書の例

(1) 計画書

計 画 書

阪神間都市計画被災市街地復興推進地域の決定 (市決定)



都市計画 被災市街地復興推進地域を次のように決定する。

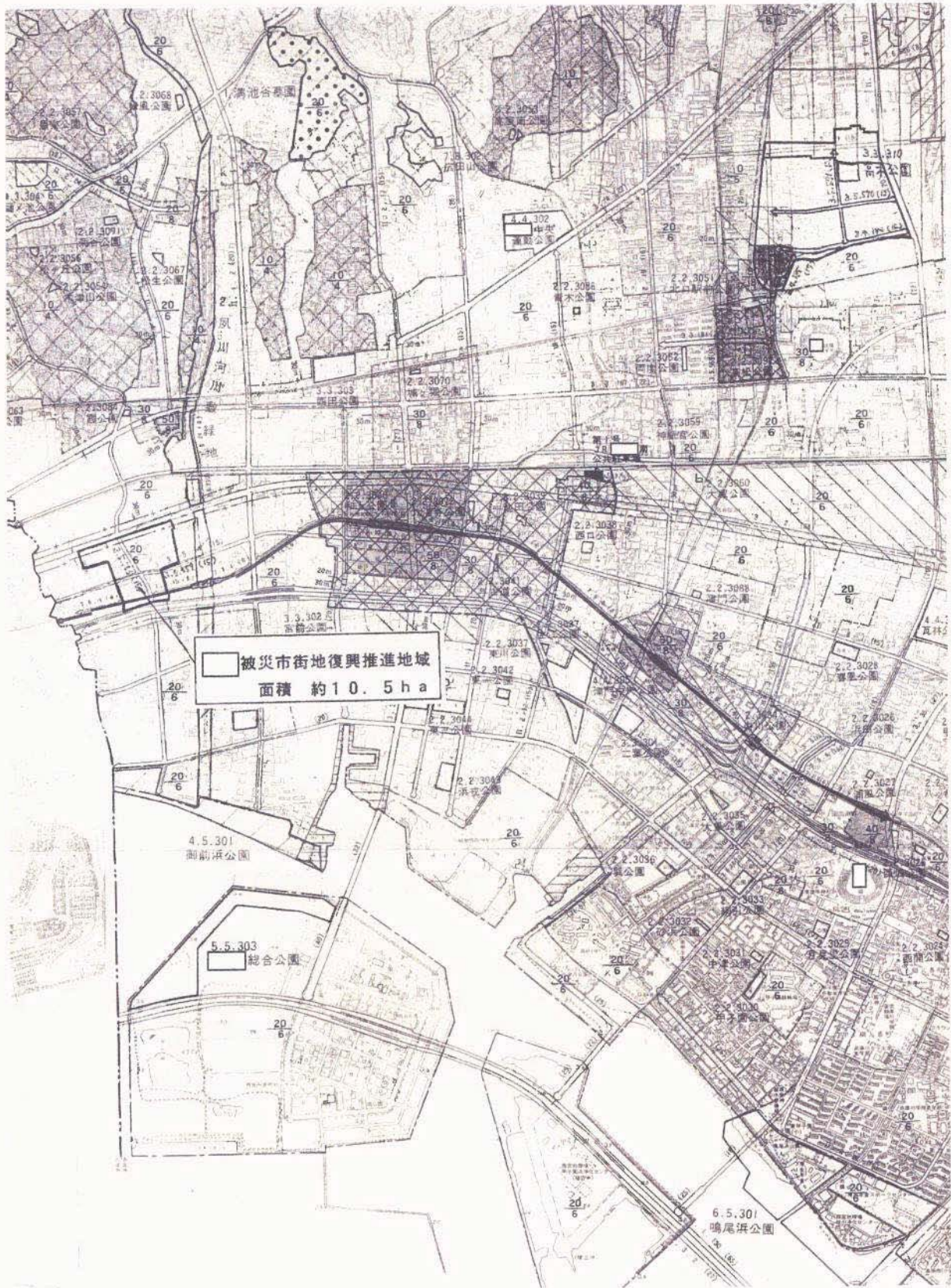
名 称	<input type="checkbox"/> 被災市街地復興推進地域
位 置	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町、 <input type="checkbox"/> 町、 <input type="checkbox"/> 町、 <input type="checkbox"/> 町
面 積	約 10.5 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区では、土地区画整理事業等の施行により、地域の安全性、利便性に配慮した街路網を構成するとともに、防災性にも配慮した公園を適宜配置し、安全で快適な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日	<input type="checkbox"/> 震災復興土地区画整理事業の都市計画決定の告示の日

「区域は計画図表示のとおり」

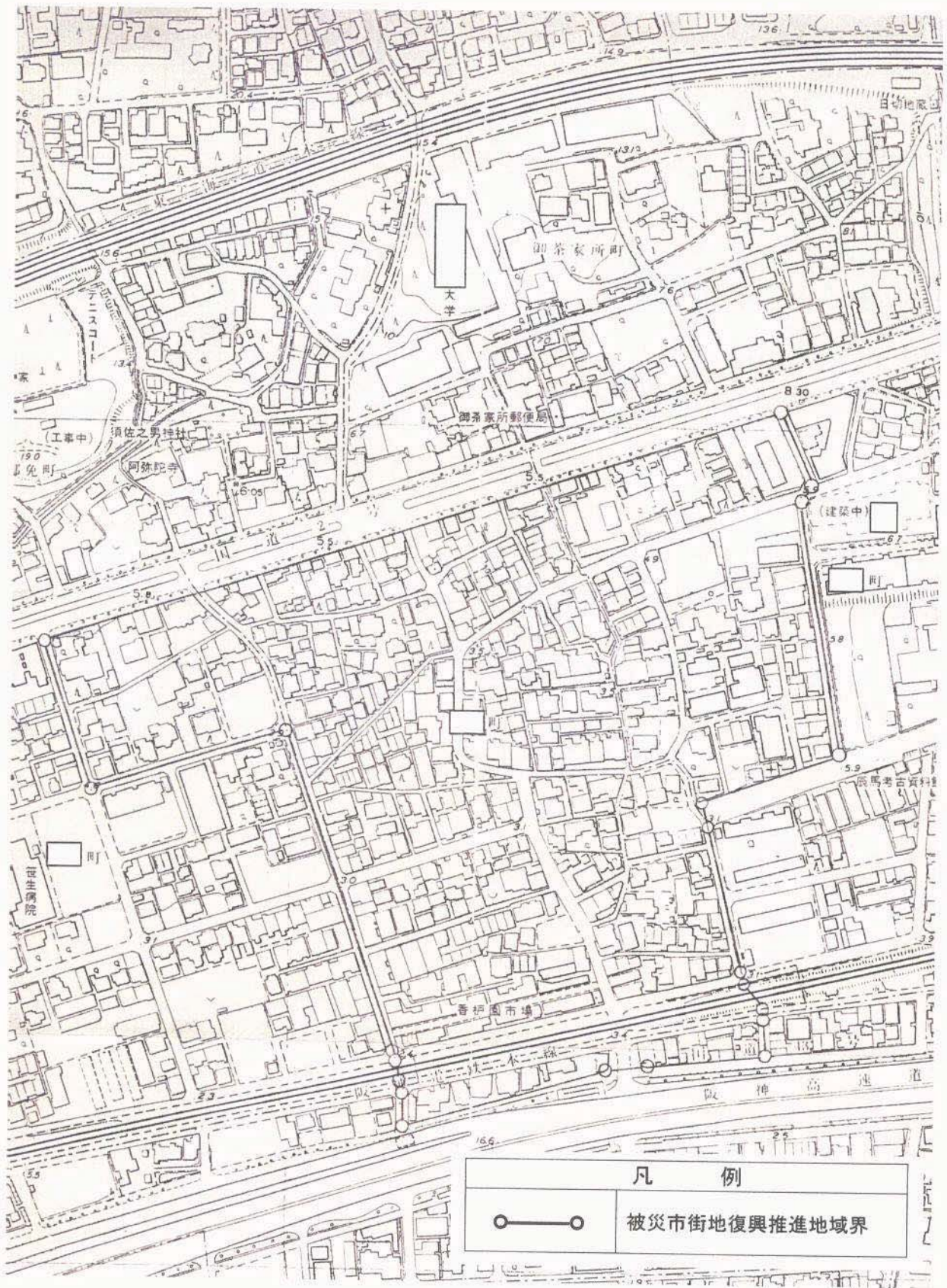
理 由

本地域は、兵庫県南部地震により地域内の建物の大部分が倒壊し、早期の復興が必要である。このため、土地区画整理事業を促進し、安全で快適な地域整備を実現するため、本案のように決定する。

(2) 総括図



(3) 計画図



(資料4) 緊急復興地区となる可能性のある地区の検討

1 緊急復興地区となる可能性のある地区の考え方

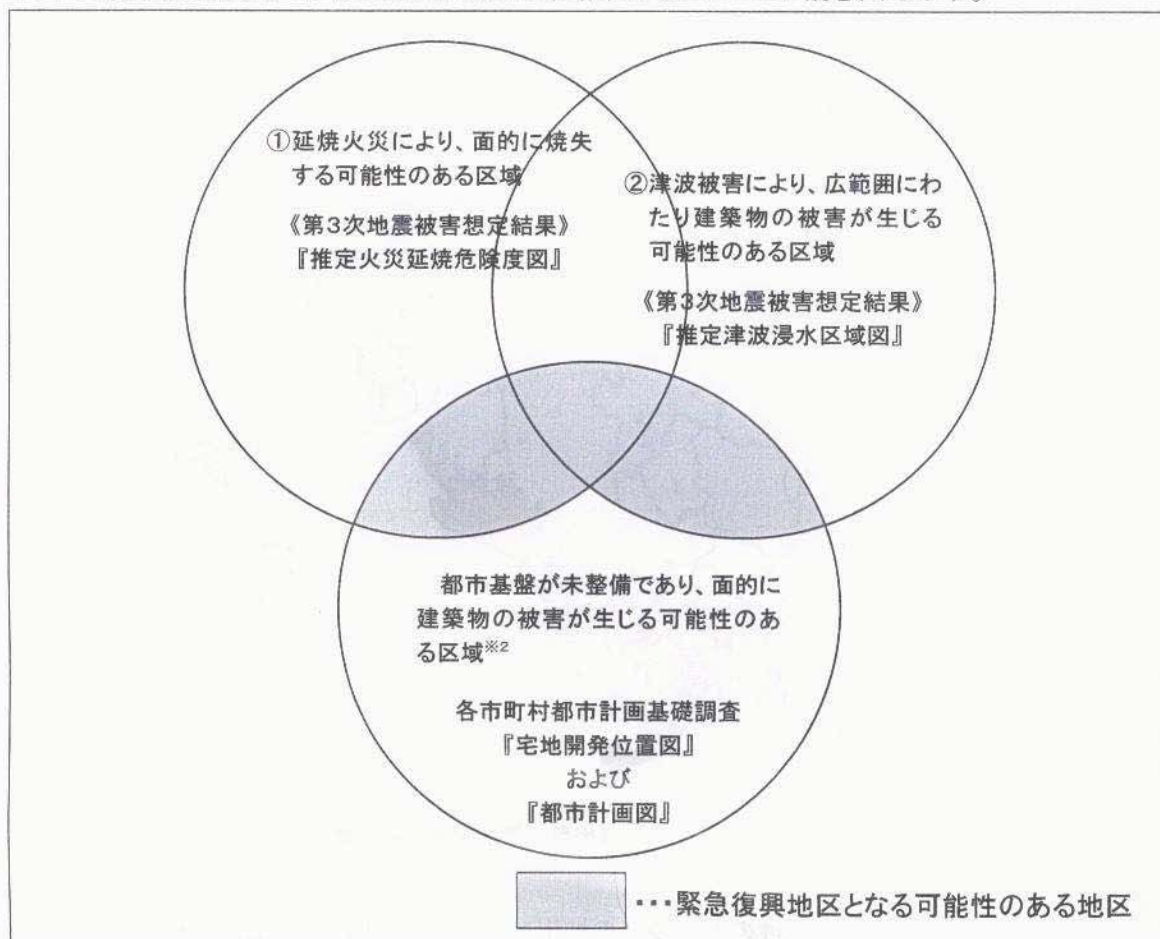
緊急復興地区となる可能性のある地区数の検討としては、

①延焼火災により面的に焼失する可能性のある区域

②津波被害により広範囲にわたり建築物の被害が生じる可能性のある区域

を、それぞれ第3次地震被害想定結果における、「推定火災延焼危険度図」及び「想定東海地震津波の推定浸水域図」から拾い出し、これら区域と市町村の都市計画基礎調査で作成されている『宅地開発位置図』および『都市計画図』により、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の施行済み区域・計画決定区域を重ね合わせ^{※1}、そこから都市基盤が未整備であり、面的に建築物の被害が生じる可能性のある区域を推定した。そしてこれらの区域を大枠でくくり、緊急復興地区となる可能性のある地区としてまとめた。

以下に緊急復興地区となる可能性のある地区抽出にあたっての概念図を示す。



※1…『都市計画図』に示されている土地区画整理事業区域や市街地再開発事業区域については、すべての区域を重ね合わせの対象としておらず、上記概念図における①及び②の区域に隣近接する範囲までの区域を対象としている。

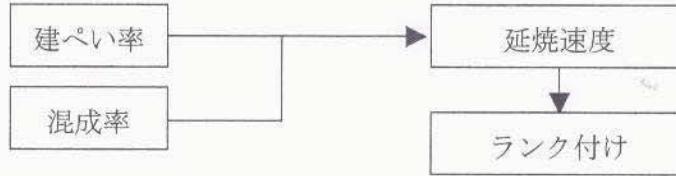
※2…『宅地開発位置図』・『都市計画図』のみでは、都市基盤整備の有無の判断がつかない地区が存在するため、確認を要する。

なお、参考までに、第3次地震被害想定の中で評価されている、延焼火災により面的に焼失する可能性のある区域および津波被害により広範囲にわたり建築物の被害が生じる可能性のある区域の考え方を次頁に示す。

【延焼火災により、面的に焼失する可能性のある区域の考え方】

(評価フレーム)

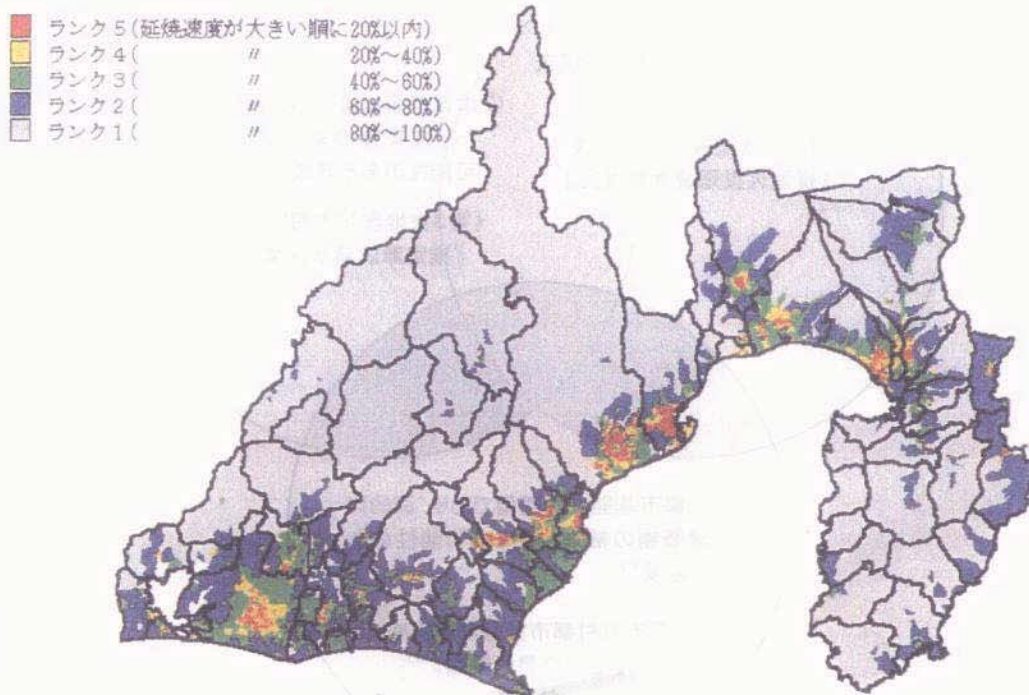
- ・危険度判定には、延焼速度（火災が発生した場合の地域の燃えやすさ）を利用。
- ・延焼速度は、地域の建ぺい率や木造混成率、防火造混成率、耐火造混成率等によって算出。



(評価手法)

- ・延焼速度の算出には、東消式 97 を利用。
- ・延焼速度の大きい地域から 20%ずつを選んで、順にランク 5、ランク 4・・・とランク付けをおこなった。

(評価結果)



(出典：第3次地震被害想定結果 平成13年 5月)

なお、緊急復興地区となる可能性のある地区の抽出は、「延焼火災により面的に焼失する可能性のある区域」と「都市基盤が未整備であり、面的に建築物の被害が生じる可能性のある区域」との重ね合わせにより行うが、ここでは、上記の『推定火災延焼危険度図』のうち、ランク 5 に該当する区域（延焼速度が大きい順に 20%以内の区域）を「延焼火災により面的に焼失する可能性のある区域」と想定することとする。

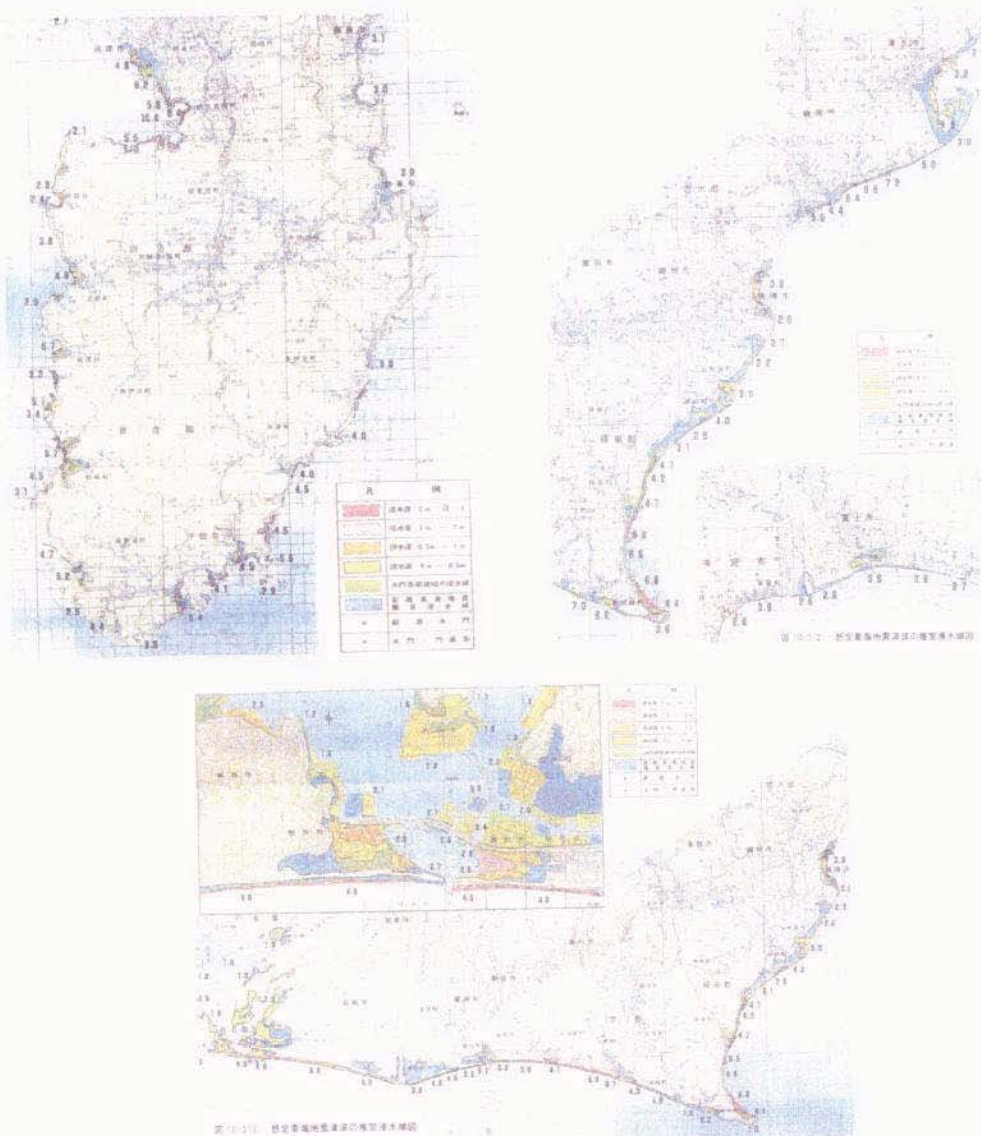
【津波被害により、広範囲にわたり建築物の被害が生じる可能性のある区域の考え方】

(評価フレーム)

- ・シミュレーション解析による沿岸域における想定東海地震津波の再現挙動に基づき、浸水による建築物の物的被害を各町丁目ごとに算出。
- ・陸上における浸水深と建築物の被害区分の関係は下表のとおりとする。

被害区分	浸水深 (H)	
	木造	非木造
床上 (大破)	$2.0\text{m} \leq H$	—
床上 (中破)	$1.0\text{m} \leq H < 2.0\text{m}$	—
床上 (軽微)	$0.5\text{m} \leq H < 1.0\text{m}$	$0.5\text{m} \leq H$
床下浸水	$H < 0.5\text{m}$	$H < 0.5\text{m}$

(評価結果)



(出典：第3次地震被害想定結果 平成13年 5月)

なお、緊急復興地区となる可能性のある地区の抽出は、「津波被害により広範囲にわたり建築物の被害が生じる可能性のある区域」と「都市基盤が未整備であり、面的に建築物の被害が生じる可能性のある区域」との重ね合わせにより行うが、ここでは、上記の『推定津波浸水区域図』のうち、浸水深 2.0m 以上に該当する区域（建築物大破）を「津波被害により広範囲にわたり建築物の被害が生じる可能性のある区域」と想定することとする。

2 評価結果

(1) 延焼火災および津波により被害が発生する区域

【延焼火災により面的に焼失する可能性のある区域】

第3次地震想定結果によると、延焼火災により面的に焼失する可能性のある区域（ランク5の区域）は、静岡市が最も多く1,518.4ha、次いで清水市の1,172.6ha、そして浜松市の789.0haとなっており、都市部を中心に被害が拡大する可能性があることがわかる。

なお、緊急復興地区となる可能性がある地区の抽出にあたっては、延焼火災により面的に焼失する可能性のある区域の合計面積が100ha以上となる市町村、また合計面積が100ha未満であっても、連担して20ha以上焼失する可能性のある区域を有している市町村を対象に行うものとする。

〈参考 延焼火災により面的に焼失する可能性のある区域の合計面積〉

順位	市町村名	焼失する可能性のある区域の合計面積(ha)	順位	市町村名	焼失する可能性のある区域の合計面積(ha)
1	静岡市	1,518.4	21	清水町	36.4
2	清水市	1,172.6	22	下田市	27.4
3	浜松市	789.0	23	森町	25.7
4	沼津市	495.4	24	雄踏町	25.4
5	藤枝市	402.9	25	菊川町	23.4
6	三島市	376.1	26	相良町	22.3
7	島田市	362.6	27	細江町	18.2
8	焼津市	330.1	28	舞阪町	15.0
9	富士市	291.8	29	裾野市	13.8
10	富士宮市	254.6	30	大井川町	12.8
11	浜北市	152.6	31	天竜市	12.7
12	磐田市	96.7	32	大須賀町	11.7
13	伊東市	91.9	33	修善寺町	9.4
14	蒲原町	78.1	34	湖西市	8.5
15	掛川市	67.4	35	函南町	7.1
16	袋井市	65.8	36	竜洋町	5.3
17	金谷町	60.5	37	大仁町	3.2
18	熱海市	57.5	38	本川根町	2.0
19	新居町	46.4	39	榛原町	1.5
20	富士川町	46.1		合計	6,756.5

※網掛けは、焼失する可能性のある区域の合計面積が100ha以上の市町村を示す。

〈参考 延焼火災により連担して焼失する可能性のある区域:20ha以上を抽出〉

順位	市町村名	主な町丁目名	連担して焼失する可能性のある区域の面積(ha)	順位	市町村名	主な町丁目名	連担して焼失する可能性のある区域の面積(ha)
1	静岡市	西草深町など145地区	1,078.8	31	三島市	三島	43.0
2	清水市	田町など120地区	958.5	32	焼津市	石津中町など2地区	40.0
3	島田市	本通大井町など32地区	292.4	33	静岡市	千代田(二)など4地区	38.4
4	藤枝市	郡一丁目など31地区	291.7	34	静岡市	東新田(五)など4地区	37.5
5	焼津市	鱒ヶ島など33地区	258.4	35	富士市	中島	37.3
6	富士宮市	元城町など15地区	254.6	36	静岡市	伊呂波町など5地区	33.1
7	三島市	加屋町など23地区	243.9	37	沼津市	自由ヶ丘など3地区	31.0
8	沼津市	下小路など37地区	211.6	38	静岡市	曲金(四)など2地区	30.2
9	浜松市	高町など16地区	185.6	39	掛川市	葛ヶ丘町	29.6
10	富士市	国久保1丁目など15地区	143.3	40	富士川町	富士松野など2地区	29.5
11	浜松市	中島町など10地区	129.1	41	沼津市	松沢町など3地区	28.1
12	清水市	楠新田など11地区	123.9	42	浜北市	内野台1丁目など2地区	26.8
13	浜松市	野口町など5地区	103.5	43	蒲原町	蒲原二丁目など2地区	26.6
14	沼津市	馬場など18地区	86.5	44	沼津市	吉田町	26.4
15	伊東市	湯川一丁目など18地区	78.3	45	静岡市	用宗(三)など2地区	26.3
16	浜北市	東町など6地区	77.6	46	静岡市	瀬名川(二)	25.5
17	浜松市	和地山一丁目など5地区	75.9	47	藤枝市	駿河台二丁目など3地区	25.5
18	静岡市	登呂(一)など4地区	63.6	48	三島市	幸原町一丁目など2地区	25.3
19	金谷町	田町など13地区	60.5	49	浜松市	北田町など3地区	24.4
20	静岡市	丸子(一)など5地区	60.0	50	菊川町	青葉台	23.4
21	浜松市	相生町など4地区	57.7	51	藤枝市	前島三丁目など2地区	23.2
22	熱海市	水口町など6地区	57.5	52	浜松市	萩丘三丁目など2地区	22.8
23	静岡市	瀬名中央(一)など5地区	54.3	53	富士市	横割2丁目など3地区	22.5
24	島田市	元島田	54.1	54	浜松市	佐鳴台四丁目	22.4
25	蒲原町	壺沢など2地区	51.5	55	静岡市	古庄(三)	21.8
26	磐田市	東町など6地区	48.3	56	下田市	一丁目など2地区	21.7
27	清水市	横砂南町など3地区	48.1	57	浜松市	葵西六丁目	21.3
28	新居町	栄町など8地区	46.4	58	浜松市	遠州浜三丁目	21.2
29	浜松市	泉一丁目など3地区	46.3	59	浜北市	貴布祢1区など4地区	20.8
30	沼津市	宮原など5地区	43.9				

※網掛けは、焼失する可能性のある区域の合計面積が100ha未満の市町村のうち、連担して20ha以上焼失する可能性のある区域を有している市町村を示す。

【津波による浸水により被害が発生する区域】

一方、津波によって浸水深 2m 以上となる区域については、遠州灘沿岸地域および駿河湾西岸地域と、伊豆半島西岸～南岸にかけての海岸部が入り組んだ地域等を中心にみられる。このうち、市街地および集落等を形成している地域にまで被害が及ぶ可能性がある沼津市および下田市を対象に、緊急復興地区となる可能性のある地区の抽出を行うものとする。

(2) 緊急復興地区となる可能性のある地区数

以上により、延焼火災及び津波による浸水により緊急復興地区となる可能性のある地区数の検証を行った。その結果は下表のとおりである。

地域	都市名	緊急復興地区の可能性のある地区数 (箇所)	原因	所管土木事務所 (地区数)	計	備考
西部	新居町	1～2	延焼火災	浜松土木 (25～31)	131 ～ 156	
	浜松市	21～25	延焼火災			
	浜北市	3～4	延焼火災			
	磐田市	5	延焼火災	袋井土木 (7)		
	掛川市	2	延焼火災			
	菊川町	0	延焼火災			
中部	金谷町	2～3	延焼火災	島田土木 (18～23)		
	島田市	5～7	延焼火災			
	藤枝市	9～10	延焼火災			
	焼津市	2～3	延焼火災			
	静岡市	22～26	延焼火災	静岡土木 (37～45)		
	清水市	12～16	延焼火災			
	蒲原町	2	延焼火災			
	富士川町	1	延焼火災			
	富士市	10～11	延焼火災		富士土木 (12～14)	
富士宮市	2～3	延焼火災				
東部	沼津市	19～21	延焼火災	沼津土木 (25～28)		
		広範囲の沿岸域	津波による浸水			
	三島市	6～7	延焼火災			
	熱海市	1	延焼火災	熱海土木 (5～6)		
	伊東市	4～5	延焼火災	下田土木 (2)		
	下田市	1	延焼火災			
	1	津波による浸水				

県西部では、浜松市の中心部が集中的に延焼火災の被害を受けることが予想されている。

県中部では、静岡市、清水市を抱える静岡土木事務所管内で、緊急復興地区となる可能性のある地区が非常に多く見られる。

県東部では、富士市、沼津市で緊急復興地区となる可能性のある地区が数多く見られる。また、沼津市内浦等の津波による広範囲の建築物被害が予想される地区は、現在市街化調整区域であるため、線引きの見直しの対象となる可能性がある。

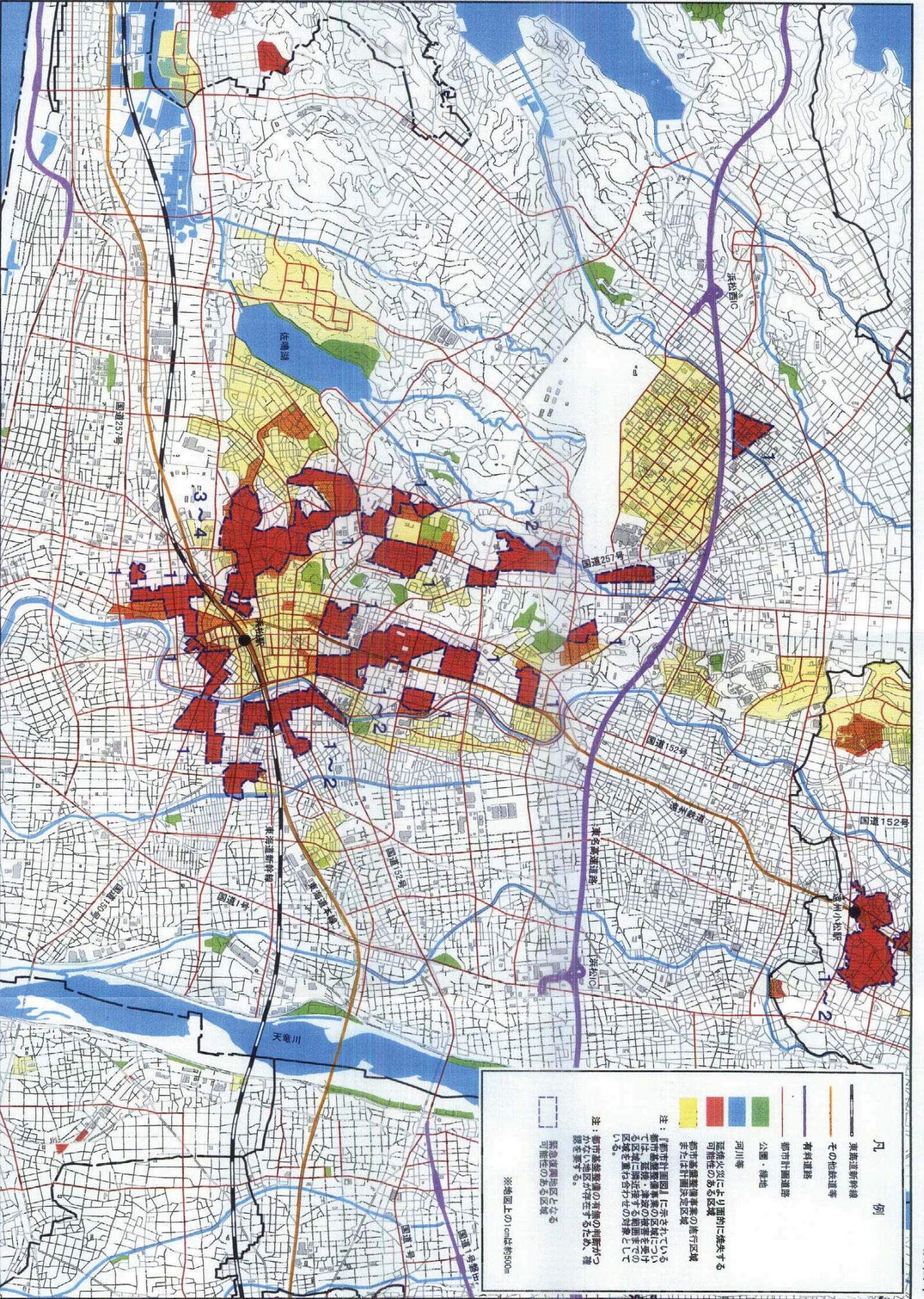
全県では約 130～160 地区が緊急復興地区となる可能性があり、これらの地区数を基にまちづくりアドバイザー（都市計画・建築・区画整理・再開発・税制等）を、専門分野や対象とする地域のバランスに配慮して確保しておく必要がある。



凡例

- 東海道新幹線
- その他鉄道等
- 有料道路
- 都市計画道路
- 公園・緑地
- 河川等
- 延焼火災により面割に焼失する可能性のある区域
- 都市基礎整備決定区域
- 都市計画図1に示されている都市基礎整備決定区域の区域に焼失する可能性のある区域を重ね合わせる対象としている。
- 都市基礎整備の有無の判断がつかない地区が存在するため、確認可能な区域となる
- 既設埋立地区となる可能性のある区域

※地図上の1cmは約500m



凡 例

- 東海道新幹線
 - その他鉄道等
 - 有料道路
 - 都市計画道路
 - 公園・緑地
 - 河川等
 - 延焼火災により消防に焼失する可能性のある区域
 - 都市基盤整備推進地区
 - 都市基盤整備推進地区の施行区域
- 注：「都市計画図」に示されている都市基盤整備・建設の範囲を要する区域に隣接する個個画としての区域を重ね合わせるの例として示している。
- 注：都市基盤整備の有無の判断がつかない地区が存在するため、推定可能な区域となる
- 緊急避難地区となる可能性のある区域
- ※地図上の1cmは約500m